

コロナ後の教育のあり方を考える
—少人数数学級実現性の検討—

令和2年9月15日

エス・ティー・アート

•

•

○

○

•

•

< 目 次 >

第1章 新型コロナウイルス感染症後の学校教育の変化	1
1. 学校における感染症対策の考え方	1
2. 学校における新しい生活様式の考え方	1
3. 地域ごとの行動基準	4
4. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について	6
(1) 基本的な感染症対策の実施	6
(2) 集団感染のリスクへの対応	6
5. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について	12
(1) 各教科等について	12
(2) 部活動	12
(3) 給食	12
第2章 神戸市における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中及び解除後の学校の状況	13
1. 緊急事態宣言発出中～臨時休業期間終了の学校の状況	13
(1) 学校園臨時休業中の幼児児童生徒の受け入れの実施	13
(2) 特別受け入れの実施	14
(3) 休業期間中の登校可能日の設定	15
2. 臨時休業終了後（緊急事態宣言解除後）の学校の状況	16
(1) 慣らし期間	16
(2) 再開後の学校活動の方針	16
(3) 各校における対応状況等	18
3. 他都市等における学校の状況	21
(1) 東京都公立小学校における状況	21
(2) 大阪府・市公立学校における状況	21
第3章 少人数学級や少人数教育に係る国等の考え方について	23
3-1 中央教育審議会初等中等教育分科会の提言	23
1. 今後の学級編制及び教職員定数改善の基本的な考え方	23
(1) 新しい学習指導要領への対応	23
(2) 生徒指導面の課題等への対応	23
(3) 学級経営の確立	23
(4) 子どもと向き合う時間の確保	24
(5) 教育委員会・学校の主体的取組の促進	24
2. 具体的改善方策	24
(1) 学級編制の標準の引下げ（小・中学校の学級編制の標準：単式学級の場合）	24

(2) 教職員定数の改善	24
3-2 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(報告)	26
1. 教職員定数改善の必要性	26
2. 教職員定数改善の内容・考え方	27
(1) 少人数学級等の更なる推進	27
(2) 個別の教育課題に対応するための教職員配置	29
(3) 「学校サポート人材」の活用	32
(4) 教職員配置についての検証・改善システムの確立	32
3. 計画的な教職員定数改善	32
(1) 計画改善の必要性	32
(2) 計画改善の基本的考え方	34
(3) 計画期間	34
(4) 計画改善の内容	34
3-3 次世代の学校指導体制の在り方について(最終まとめ)	36
1. 我が国における「学校」の現状	36
(1) これまでの学校指導体制	36
(2) 更なる対応が必要な課題	36
(3) これまでの教職員配置について	37
2. 次世代の学校	37
(1) これからの時代に必要な資質・能力を保障	37
(2) 特別な配慮を必要とする子供の持つ能力を最大限に伸長	37
(3) 「地域とともにある学校」への転換	37
3. 次世代の学校を実現するための指導体制強化	39
(1) 基本的な考え方	39
(2) 実現構想に盛り込むべき事項	41
3-4 経済財政運営と改革の基本方針2020	43
1. 骨太方針2020の概要	43
(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況	43
(2) ポストコロナ時代の新しい未来	43
(3) 「新たな日常」の実現	44
(4) 「新たな日常」が実現される地方創生	44
(5) 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上	45
(6) 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現	46
(7) 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現	46
第4章 少人数学級について	51

4-1	少人数学級の検証事例	51
1.	小学校1年生の35人以下学級実施に係る教育効果等アンケート（平成23年8月、全国連合小学校長会）	51
2.	山形県における「少人数学級編制」の効果	59
(1)	教育山形「さんさん」プラン	59
(2)	「少人数学級編制」の効果	59
3.	大阪府の小学校1・2年生の35人を基準とする少人数学級導入後の効果検証	61
(1)	1学期の欠席者数・欠席者率が減少	61
(2)	30日以上欠席児童数（不登校児童数）が減少	61
(3)	学習到達率の上昇	62
4.	学級編制と少人数指導形態が児童の学力に与える影響についての調査（京都府内の小学校）	63
5.	文部科学省における「少人数学級の成果・アンケート調査結果」等	67
(1)	「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」集計結果	67
(2)	少人数指導と少人数学級の評価	69
4-2	少人数学級のメリット、デメリット（検証事例より）	70
(1)	少人数学級のメリット	70
(2)	少人数学級のデメリット	70
4-3	分散登校の経験からみた少人数学級	71
(1)	少人数学級のメリット（分散登校の経験より）	71
(2)	今後の新型コロナ感染拡大による分散登校に対して	72
4-4	少人数学級導入の課題	73
(1)	財政措置	73
(2)	教員の確保	73
(3)	教室や校舎の確保	74
第5章	神戸市における少人数学級導入の課題	75
5-1	神戸市の教育の現状	75
(1)	学校及び学級の状況	75
(2)	児童生徒等の状況	76
(3)	教員の状況	82
5-2	少人数学級導入のための財政的（教員人件費）試算	84
(1)	増加教員の推計	84
(2)	増加教員の人件費の試算	91
資料		93
1.	義務教育費国庫負担制度	94

2. 公立学校の教職員定数算定の仕組み	98
3. 子供たちの豊かな教育環境をつくるための教職員の定数改善を求める意見書（神戸市 会議長）	105
4. いわゆる「教員不足」について	106
5. 少人数学級について	109
6. 少人数学級に関する新聞記事	114



第1章 新型コロナウイルス感染症後の学校教育の変化

資料：「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」文部科学省
資料：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.6.16 Ver.2)文部科学省

新型コロナウイルス感染症については長期的な対応が求められることが見込まれるところであるが、こうした中でも持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。

そのため、文部科学省では、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を作成し、学校運営の指針を示した。また、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を作成し、学校の新しい生活様式を示した。

1. 学校における感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性がある。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。

学校における新型コロナウイルス感染症への対応を検討する上では、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等を踏まえ、以下のような感染状況の段階に応じて行うことが適切である。

- ① 特措法第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）の対象となっている都道府県に相当する感染状況である地域
- ② 感染の拡大に注意を要する地域や、感染経路が不明な感染者が一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域
- ③ 感染が一定程度収束し、感染拡大が見られない地域

2. 学校における新しい生活様式の考え方

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行った。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされている。一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にある。本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しない。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければならない。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要である。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親旅行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.6.16 Ver.2)文部科学省

3. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とする。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われるが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地の状況も考慮する。）におけるまん延状況により判断することが重要である。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はない。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒等の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて地方自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要である。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要である。このような考えから、5月14日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とする）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準が示された。

なお、この行動基準は、6月16日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことが予定されている。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル 3	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル 2	できるだけ 2 m 程度 (最低 1 m)	リスクの低い活動から徐々に実施 ²	リスクの低い活動から徐々に実施 ² し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル 1	1 m を目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.6.16 Ver. 2）文部科学省

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域（累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。）

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域（特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域）及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

※ レベル1～3のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、学校の設置者において判断すること。

＜公立学校（大学以外）の場合の判断プロセスの一例＞

① 教育委員会は、地方自治体の衛生主管部局と連携したり、「学校等欠席者・感染症情報システム」（公益財団法人日本学校保健会が運営）を活用したりするなどして、地域の感染情報を収集する。



② ①や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と地域区分について相談する。



③ 教育委員会は、首長（知事または市区町村長）とも地域区分について相談する。



④ 以上を踏まえ、地域区分を決定する。

出典：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.6.16 Ver.2)文部科学省

4. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性がある。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠である。

(1) 基本的な感染症対策の実施

ア. 感染源を絶つこと

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要である。特に、感染経路不明の感染者が発生しているような地域においては、児童生徒等、教職員及びその家族の健康観察を徹底するようにする。

- ① 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底
- ② 登校時の健康状態の把握
- ③ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合の自宅休養するよう指導

イ. 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染する。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切である。

ウ. 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導する。

(2) 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされている。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんであるが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされる。

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 コロナ

検索



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を 避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

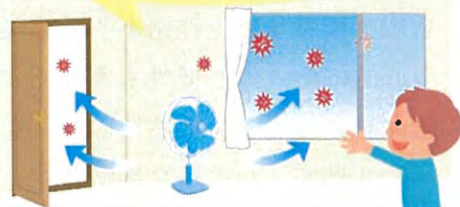
「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!



窓やドアを開け
こまめに換気を!



屋外でも密集するような
運動は避けましょう!

少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫



飲食店でも距離を取りましょう!

- ・ 多人数での会食は避ける
- ・ 隣と一つ飛ばしに座る
- ・ 互い違いに座る



会話をするときは
マスクをつけましょう!



5分間の会話は
1回の咳と同じ

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!



首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



ア.「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにする。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はないが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談する。

イ.「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨している。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要である。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行う必要がある。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取る。

このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を2つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。

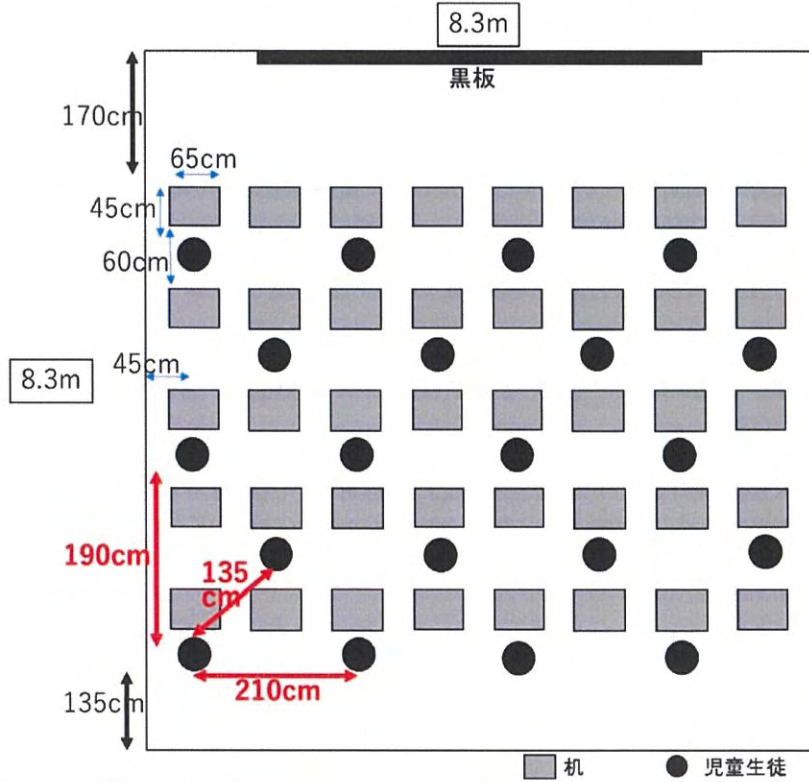
【レベル1地域】

児童生徒の間隔1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取る。

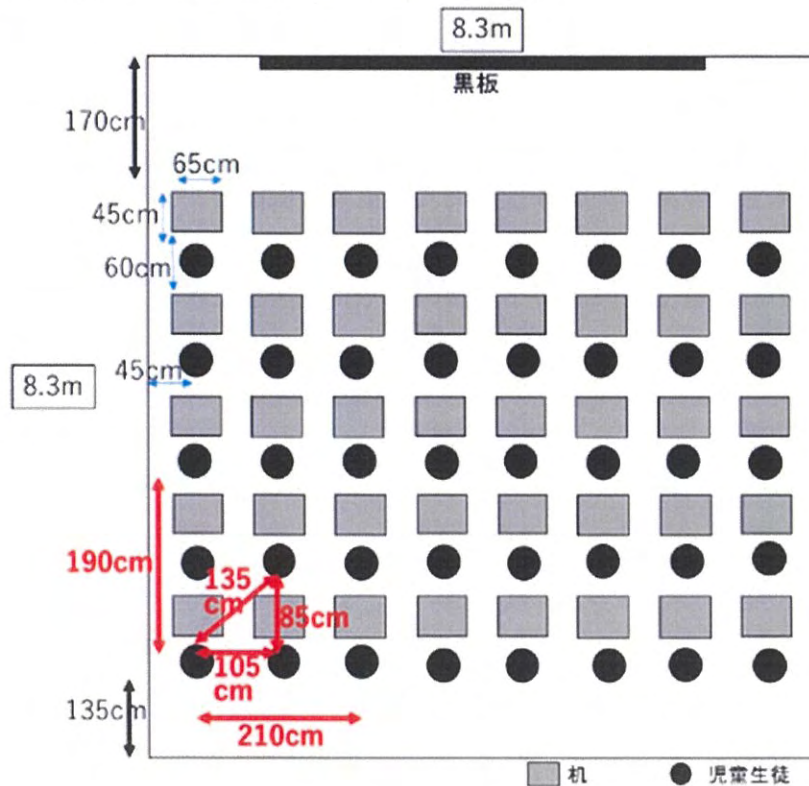
ウ.「密接」の場面への対応（マスクの着用）

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられる。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)



出典:「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～
「学校の新しい生活様式」～」(2020.6.16 Ver.2)文部科学省

5. 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

(1) 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

(2) 部活動

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動したり、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにするなど、地域の感染状況に応じて、対応を検討する。

(3) 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもある。学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれる。

第2章 神戸市における新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出中及び解除後の学校の状況

1. 緊急事態宣言発出中～臨時休業期間終了の学校の状況

(1) 学校園臨時休業中の幼児児童生徒の受け入れの実施

神戸市では、新型コロナウイルス感染症の徹底した拡大防止を図るため、3月3日から春休みを挟んで5月31日まで学校園の臨時休業を行った。その間、保護者が仕事で休めないなど、自宅等で過ごすことができない幼児児童生徒については、学校園で受け入れを行った。

■ 学校園臨時休業に伴う園児・児童・生徒の受け入れ (3/3～3/25, 4/8～)

※園児総数・児童総数・特別支援学級生徒総数・児童生徒等総数は令和元年5月時点の学校教育基本調査に基づく

○ 幼稚園

【公立】

幼稚園			園児				
3月平均	幼稚園数	受入園	率	3月平均	園児総数	受入園児数	平均受入数
3月平均	36	11.7	32.5%	3月平均	1,644	26.6	2.3
4月8日	※幼稚園の受け入れは4/10～			4月8日			
4月9日				4月9日			
4月10日		0	0.0%	4月10日		0	0.0

○ 小学校 (163校) ※分枝除く

【1～6年生】

小学校			児童				
3月平均	全校	受入校	率	3月平均	児童総数	受入児童数	平均受入数
3月平均	163	136.3	83.6%	3月平均	75,279	910.8	6.7
4月8日		139	85.3%	4月8日		923	6.6
4月9日		97	59.5%	4月9日		500	5.2
4月10日		139	85.3%	4月10日		885	6.4

○ 中学校 (特別支援学級設置校) ※分枝除く

中学校			特別支援学級生徒				
3月平均	設置校数	受入校	率	3月平均	特別支援学級生徒総数	受入生徒数	平均受入数
3月平均	81	3.9	4.9%	3月平均	517	7.5	1.9
4月8日		1	1.2%	4月8日		1	1.0
4月9日		3	3.7%	4月9日		8	2.7
4月10日		6	7.4%	4月10日		7	1.2

○ 特別支援学校 (5校・1分校)

特別支援学校			児童生徒等				
3月平均	全校	受入校	率	3月平均	児童生徒等総数	受入児童生徒等数	平均受入数
3月平均	6	2.7	44.8%	3月平均	1,085	5.4	2.0
4月8日		0	0.0%	4月8日		0	0.0
4月9日		0	0.0%	4月9日		0	0.0
4月10日		0	0.0%	4月10日		0	0.0

出典：「令和2年4月13日第1回教育委員会会議（定例会）」資料

(2) 特別受け入れの実施

4月14日から5月6日まで、医療従事者や警察、消防、介護施設等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など、真にやむを得ない場合に限り受け入れを行う「特別受け入れ」に移行した。なお、「特別受け入れ」の実施期間は、5月31日まで延長されている。

記者発表資料（令和2年4月10日）

教育委員会事務局学校教育課 内藤・中井・田井 TEL：078-984-0704（内線956-6419）

学校園における幼児児童の「特別受け入れ」への移行について

本市では、新型コロナウイルス感染症の徹底した拡大防止を図るため、4月8日（水曜）から学校園の臨時休業を行うとともに、保護者が仕事で休めないなど、自宅等で過ごすことができない幼児児童生徒については、学校園で受け入れを行っているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、4月14日（火曜）から5月6日（水曜）まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れを行う「特別受け入れ」に移行します。

○特別受け入れについて

(1) 内容

医療従事者や警察、消防、介護施設等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方など真にやむを得ない場合に限り、受け入れます。受け入れに際しては、「特別受け入れ申出書」の提出を求めます。

(2) 移行対象となる学校園

幼稚園、小学校、義務教育学校前期課程

※中学校及び特別支援学校については変更しません。

(3) 実施期間

令和2年4月14日（火曜）から5月6日（水曜）まで
状況によって変更する可能性があります。

出典：「令和2年4月13日第1回教育委員会会議（定例会）」資料

(3) 休業期間中の登校可能日の設定

市立学校園について、5月31日まで臨時休業期間が延長され、これにより児童生徒が登校できない期間が長期化することから、休業期間中の家庭学習を支援する取り組みや児童生徒の生活状況等の把握、相談体制の確保に一層努めるため、登校可能日を5月20日から29日の間に2回設定し、希望する児童生徒に対し、感染防止対策を徹底したうえで、学習状況等の確認や学習指導を行った。

市立学校園における登校可能日の設定について

令和2年5月15日
神戸市教育委員会

兵庫県については、引き続き、「特定警戒都道府県」として5月31日までの間、緊急事態措置を実施すべき区域とされているが、本日兵庫県より、県立学校の臨時休業を5月31日まで継続するが、最近の県内及び近隣府県における感染状況等を踏まえ、第1学区の県立学校について、週1回を上限として登校可能日を設定する旨の方針が示された。

これらの方針や市内の感染状況等を踏まえ、市立学校園について、臨時休業を5月31日まで継続する一方、登校可能日を5月20日(水曜)から29日(金曜)までの間に2回設定し、希望する児童生徒に対し、感染防止対策を徹底したうえで、学習状況等の確認や学習指導を行う。

1. 臨時休業期間

従来どおり、5月31日(日曜)までとする。

2. 登校可能日の設定

児童生徒の学習状況等の確認や学習指導を行うため、感染防止対策を徹底したうえで、登校可能日を設定する。なお、登校は希望する者のみとし、登校しない場合でも欠席扱いにはならない。

①対象校種

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校

②期間・回数・時間

- ・令和2年5月20日(水曜)から29日(金曜)までの間に2回
- ・1回あたり、1時間30分から2時間程度

③感染防止対策

- ・1教室あたりの入室は、15名程度(学級を2分割するなど)とし、児童生徒間の距離を離す。
- ・登校前に検温を行い、発熱など風邪の症状がみられる場合は登校させない。
- ・マスクの着用を徹底する。

④その他

- ・登校を希望しない児童生徒に対して必ず家庭訪問又は電話連絡を行い、状況把握に努める。
- ・高等学校については、各校の状況により、登校可能日を設定しない、もしくは1回のみとする場合がある。

3. その他

- ・幼稚園・特別支援学校については、登校可能日は設定しない。
- ・学校園での特別受け入れ等については、引き続き実施する。
- ・登校可能日の設定に伴う学習状況等の確認や学習指導等に必要となる人員については、教職員の出勤調整の対象外とする。

出典：「令和2年5月15日教育委員会会議（臨時会）」資料

2. 臨時休業終了後（緊急事態宣言解除後）の学校の状況

(1) 慣らし期間

緊急事態解除宣言が発出され、神戸市の学校県では6月15日から通常登校となった。学校園再開に当たり、6月1日から6月12日まで（特別支援学校は6月26日まで）の期間を慣らし期間として、各種取り組みを行った。

① 幼稚園

学級を2つに分割校するなどして隔日に登園し、午前中のみ保育を実施

② 小学校

学級を2つに分割して隔日に登校。6月1日（月曜）から8日（月曜）までは午前中のみ（4時間目まで）、6月9日（火曜）から12日（金曜）までは5時間目まで授業を実施。

③ 中学校

学級を2つに分割し、午前と午後に分けて毎日登校。午前・午後3時間ずつ授業を実施。

④ 高等学校・全日制

学級を2つに分割校するなどし、午前と午後の分散登校又は隔日登校を実施。

⑤ 高等学校・定時制

教室における授業は20名以内とし、必要な場合は分散登校を実施。

⑥ 特別支援学校

6月26日まで学級を2つに分割して隔日に登校。6月1日（月曜）から12日（金曜）までは午前中のみ、6月15日（月曜）から26日（金曜）までは午後も授業を実施。

(2) 再開後の学校活動の方針

ア. 感染防止対策の徹底

- ① 家庭での検温の実施や風邪症状がみられる場合に登校させないことを徹底
- ② こまめな手洗いとマスクの着用を徹底（気温が高い時期の登下校時や体育の授業等ではマスクの着用は必要なし）
- ③ 多くの児童生徒等が手を触れる箇所を1日1回以上消毒
- ④ 換気の徹底や児童生徒間の距離の確保、近距離での会話や大声での発生を控える。
など

イ. 学習指導

- ① 休業期間に課した学習課題を回収し、家庭学習の状況把握を行う。
- ② 教育委員会事務局で示したスタートプランを参考に各校において年間指導計画を作成し、授業を行う。

ウ. 学校給食

① 小学校

6月9日から12日までパン・牛乳等の簡易給食。6月15日から通常通り提供

② 中学校

6月1日から申込者に提供

③ 特別支援学校

6月15日から提供

エ. 部活動

① 中学校

6月1日から14日：実施せず

6月15日から30日：平日2時間、週休日（土・日）3時間を上限に、週3日の休養日を設けて実施

② 高等学校

6月1日から14日：1日90分まで、平日2日、週休日1日を上限に実施

6月15日から21日：1日2時間程度、平日3日、週休日1日を上限に実施

6月22日から28日：平日2時間程度、週休日3時間程度、平日4日、週休日1日を上限に実施

オ. 児童生徒の心のケア

学校再開に際して順次、児童生徒及び保護者を対象に、体調や生活リズムの変化等を確認する生活アンケートを実施。その結果を教職員とスクールカウンセラーの間で共有するとともに、個別の状況に応じて面談等によりきめ細かな対応を行う。

(3) 各校における対応状況等

ア. 御影小学校（神戸市東灘区）（1学級当たりの児童数 32.4人）

資料：御影小学校HP

緊急事態宣言解除後、6月1日から学校を再開した。6月12日までは慣らし期間とし、学年を2分割しての隔日登校とした。そのうち8日までは、給食無しの午前中授業、9日～12日までは、簡易給食での5時間授業とした。6月15日からは、通常登校となり、給食も通常に戻した。

2020/06/01 学校再開！

| by:校長

6月がスタートしました。学校再開です。しばらくの間は、2つのグループに分かれて隔日登校になります。今日はAグループの登校です。全校の半数の子供たちですが、1年生から6年生まで全学年が揃いました！



2020/06/15 全校生が登校しました！

| by:校長

今日から、通常の登校が始まりました。新学年になって初めて、御影小学校の全校児童が登校してきました。本当に嬉しいです！やっと、本当のスタートが切れたような気がします。

今朝は、朝会をしました。朝会では、今年の御影小学校の先生・職員を紹介しました。



教室は、これまでの倍の人数になったため、少し狭い感じがします。マスクを巻け、方法を工夫しながら、学習を進めています。

1年生



2年生



3年生



休み時間は、運動場で楽しそうな姿がたくさんありました。

イ. 福住小学校（神戸市灘区）（1学級当たりの児童数 27.2人）

資料：福住小学校HP

福住小学校にける6月の登校については、第1段階から第3段階の3段階で学校再開を行った。

<第1段階>

分割登校 6月1日（月）から8日（月）4時間授業 給食なし

学級を奇数・偶数に分割・隔日登校

登校時間（8:05～8:20） 下校時間（12:15頃下校）

<第2段階>

分割登校 6月9日（火）から12日（金）5時間授業 簡易給食（パンと牛乳等）

学級を奇数・偶数に分割・隔日登校

登校時間（8:05～8:20） 下校時間（14:00頃下校）

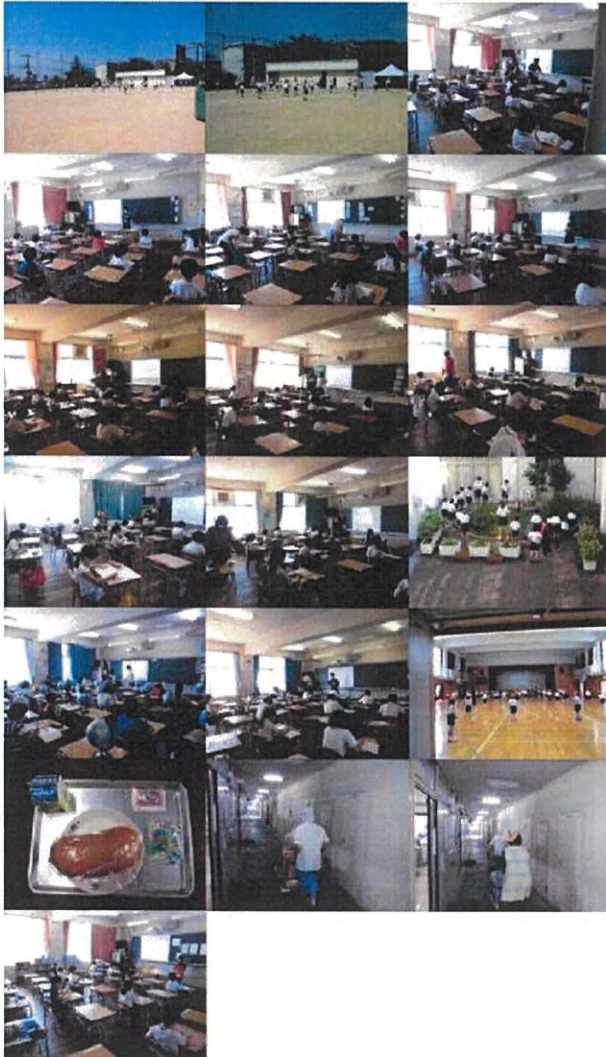
<第3段階>

6月15日（月）からは、通常授業。

6月9日の分割登校日と6月29日の通常授業時の教室や運動場での様子は、以下のとおりである。

2020/06/09 6月9日（火）奇数グループ5校時まで簡易給食

今日は、今年度初めての給食でした。1年生にとっては、小学校生活の初めての給食でしたが、今週は、2回とも簡易給食です。今日のメニューは、パン・牛乳・イチゴジャム・かしわ餅（あんこ入り）です。高学年の子供たちにとっては、少し物足りないメニューかもしれません。ただ、少しずつ通常に戻っていくという実感も湧いてきます。三密を意識しながら学校生活を送っていくのは、なかなか簡単ではありませんが、子供たちも先生もこの新しい生活様式に慣れていかないとはいけませんね。今日の学校生活の様子の一部です。



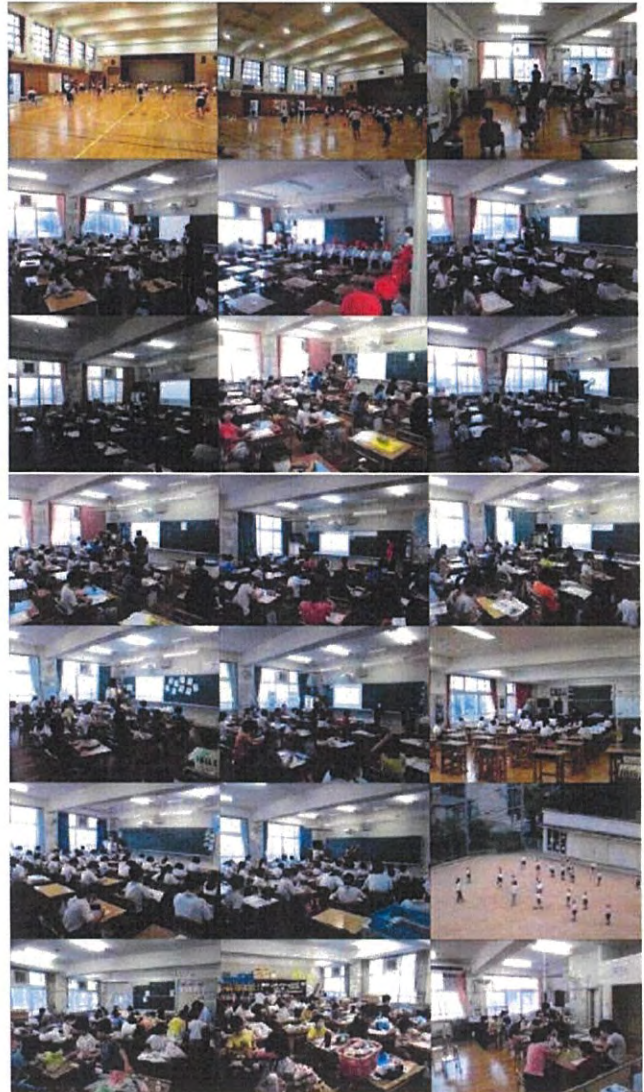
給食のパンを調理士さんが一つずつビニル袋にいれて、栄養教諭と協力して教室まで運んでいただきました。ありがとうございました。今日から5校時まで授業があります。

2020/06/26 6月26日（金）の授業の様子

○6月26日（金）の2校時の授業の様子です。今日から先生方に透明のアスク1枚配布しました。透明なので口元が見えて先生方の表情が読み取れます。試しに授業で使用していきます。試しに先生が付けてみました。



○以下の写真は、授業の様子です。テストをしている学級もありました。教室の規模からどうしても密になる場合もありますが、教師自身も子供たちも新しい生活様式に早く慣れていかないといけないと実感しております。1学期間は、図工と音楽は、学級を半分に分けて授業をしております。学校では、こまめに手洗いをするように呼びかけております。現在も児童が下校した後は、アルコールの消毒を児童机や椅子を担当が中心にしております。アルコールについては、PTAのご協力のもと寄付感謝しております。ありがとうございます。



ウ. 真野小学校（神戸市長田区）（1学級当たりの児童数 17.8人）

資料：真野小学校HP

真野小学校にける6月の登校については、6月1日から6月12日までは、「慣らし期間」として2日に1回の登校とした（1学級当たりの児童数は、通常時と同じ）。

【第1週目の登校日】

1日（月）・3日（水）・5日（金）は、給食無しの4時間目までの短縮授業（40分）とし、下校時間は12時頃の予定

【第2週目の登校日】

9日（火）・11日（木）は、給食（簡易給食）を開始し、5時間目までの通常授業（45分）として、下校時間を14時15分頃の予定

【6月15日（月）から】

通常授業、通常給食。

慣らし期間の6月1日と6月15日の通常授業時の教室や運動場での様子は、以下のとおりである。

2020/06/01 久しぶりの朝会です

6月1日、今日から段階的にも本格的に、学校がスタートしました。今日は、ひさびさりの朝会です。新しい校長先生と元氣よくあいさつをしました。



前後、左右の間隔を開けて並びます。



校長先生から、新しい先生や管理員さん、調理士さん、職員の紹介がありました。



話し合いのような授業はできないけど、しっかり学習に取り組んでいました。

2020/06/15 通常授業がスタートしました。

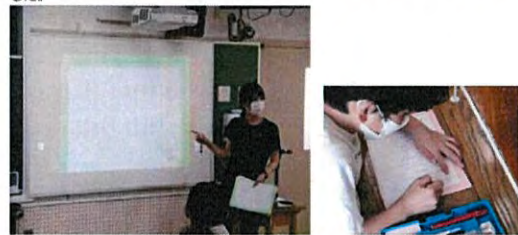
by:担当

今日から、通常授業がスタートしました。今日の校長先生のお話は、梅→桜→つつじ→菜陽花の季節の花のお話でした。また、先日地域のビオトープの清掃活動がありました。2年生の男と1年生の女の子が手伝いにいったそうです。校長先生がほめておられました。



今日は、遅刻や欠席もすくなくありませんでしたが、高学年はいきなり6時間目の授業が続きます。疲れると思いますが、遅刻なしで学校に来てほしいです。

当面、歌を歌う活動をひかえる音楽の授業ですが、こんなことをしています。6年生は、1年生が「校歌」「梅の花のように」を早く覚えられるように、歌詞カードを作成していました。



3年生は、一人一人バチをもって、リズム打ちの学習をしていました。



3. 他都市等における学校の状況

(1) 東京都公立小学校における状況

資料：「【分散登校】現場教師から見たメリット・デメリット」（執筆／東京都公立小学校・松原夢人）／小学館みんなの教育技術

東京都のある公立小学校では、学級をAグループとBグループに2分割し、それぞれのグループが1日おきに登校する対応をとった。そのときの経験から、分散登校のメリットとデメリットとして次のような事項が挙げられている。

ア. 分散登校のメリット

① きめ細かな指導が可能

学級の児童数が半分となったため、児童一人ひとりに目が行き届き、授業中に個別指導の時間を多く確保することができた。

② 児童の発言機会が増加

同様に学級の児童数が半分となったため、各児童が発言する機会が増えて、積極的に学習に参加しようとする意識が高まった。

③ 採点にかかる時間が減少

テスト等の採点が短時間でを行うことができたため、児童がどんな問題を解いたのか覚えていううちに返却して修正させることができた。

④ いじめの防止

児童数が半分となったため、目が行き届きやすく、いじめを的確に把握することができ、すぐにその場で指導することができた。

⑤ ソーシャルディスタンスの確保が可能（密集・密接の回避）

机と机の間隔を1～2m空けることができ、教室の中が密の状態ではなくなり、児童一人ひとりのスペースが十分にとれるようになった。

イ. 分散登校のデメリット

① 授業時数の確保が困難

1日おきの分散登校では、授業時数が確保できていない。したがって、学習すべき内容を3月末までに終えることができない。

② 学級全体の一体的活動が困難

学級をA・Bの2グループに分割しては、学級全体としての一体的な活動ができなかった。

③ 学級の中で学習の進度の差が発生

植物の観察等天候に左右されたり、生徒の質問への対応などで、グループ間で学習の進度に差が発生することがあった。

(2) 大阪府・市公立学校における状況

資料：「分散登校で「20人学級」 教員手応えも課題山積」産経新聞 web版 2020.5.9.11:30

大阪市立小学校や府立高校では、

- ・生徒の様子よくみられた。
- ・一人一人に言葉がけがしやすく、勉強もじっくり見られた。
- ・生徒の様子がよく見え、生徒も見られているという意識から集中力が高まった。

など、分散登校の効果が挙げられている。このように、学級の人数を減らす、つまり 20 人学級こそあるべき姿、20 人がスタンダードになれば指導の効率が上がるなどの意見が挙げられている。

大阪府では、分散登校は感染拡大を防ぐための一時的なもので、6月15日から通常通りの授業を再開している。



第3章 少人数学級や少人数教育に係る国等の考え方について

3-1 中央教育審議会初等中等教育分科会の提言

資料「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」（平成22年7月26日、中央教育審議会初等中等教育分科会）

1. 今後の学級編制及び教職員定数改善の基本的な考え方

「今後の学級編制及び教職員定数の改善について（提言）」における、今後の学級編制及び教職員定数改善の基本的な考え方は以下のとおりである。

（1）新しい学習指導要領への対応

子どもの「生きる力」をはぐくむため、学習指導要領の改訂が行われ、平成23年度から順次完全実施される。新しい学習指導要領においては、基礎的・基本的な知識・技能をしっかりと習得させるとともに、それらを活用する思考力・判断力・表現力等を育成するため、各教科の指導の中で観察・実験、レポートの作成、論述などそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動の充実を図ることとしている。また、知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語活動や体験活動等の充実を図ることとしている。こうした指導内容の充実は、課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力など、現代社会で求められる能力の向上にとって重要なものである。

さらに、新学習指導要領では、繰り返し学習や知識・技能を活用する学習の充実のため、授業時数が増加され、指導内容も理数教科を始め充実が図られている。

このように、質・量両面での充実が図られた新学習指導要領を円滑に実施するためには、個々の児童生徒の興味・関心、理解や習熟度に応じたきめ細かな指導を一層充実させていくことが不可欠である。

（2）生徒指導面の課題等への対応

我が国の教員には、学習指導のみならず、規範意識や規律、道徳性・社会性の涵養など、子どもの人格的成長に関して大きな役割を果たすことが求められており、学習指導と並んで生徒指導が教員の重要な職務となっている。

さらに、様々な障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒など、特別な支援を必要とする児童生徒が顕著な増加傾向にあり、学校が直面する諸課題は、近年著しく複雑化・多様化している。

（3）学級経営の確立

生徒指導面等の課題が複雑化・多様化し、学級の秩序が確保できなくなる事態も生じる

など、40人という学級規模では学級経営が困難となっている。

(4) 子どもと向き合う時間の確保

平成18年に文部科学省が実施した教員勤務実態調査によれば、子どもへの直接の指導ではない事務的な業務の負担が大きい状況が明らかとなっており、多くの教員が「授業の準備をする時間が足りない」、「教員が行うべき仕事が多すぎる」と感じている。また、同時に行われた「教員・保護者意識調査」によれば、教員の約8割が忙しさや負担感を解消するために「1クラス当たりの子どもの数を減らしたり、教員を増員」したりすることが必要と考えている。

教育は子どもと教職員との人格的な触れ合いを通じて実現されるものであり、学校の教育力の向上のためには、教職員が子どもと十分触れ合いながらきめ細かな指導を行う時間をより多く確保することが不可欠である。

(5) 教育委員会・学校の主体的取組の促進

学級編制に関する都道府県教育委員会と市町村教育委員会の権限関係について、学校の設置者である市町村教育委員会の権限を拡大する方向で見直すとともに、各学校の課題に応じた柔軟な教職員配置や配置された教職員の校内での効果的な活用を促進する必要がある。

2. 具体的改善方策

(1) 学級編制の標準の引下げ（小・中学校の学級編制の標準：単式学級の場合）

基本的な考え方にに基づき、国は全国の教育水準の向上のため、小・中学校の学級編制の標準（単式学級）について、現行の40人から引き下げる必要がある。

特に、小学校低学年については、さらなる引下げを検討する必要がある。

また、画一的な取扱いにより学級規模が小さくなりすぎないように、柔軟な学級編制を可能とする仕組みにする必要がある。

(2) 教職員定数の改善

学級編制の標準を引き下げ、一定規模以上の学級を解消することは喫緊の課題であるが、それ以外の学級にも多くの学習指導・生徒指導上の課題があり、学級編制の改善だけでは、すべての学校の教育課題に対応することはできない。全国的な見地から対応が必要と考えられる教育上の諸課題及びこれに対応するための教職員定数の改善方策は、以下のとおりである。なお、教職員定数の在り方を検討するに当たっては、教員が授業だけでなく学校運営や生徒指導、部活動指導、教材研究、研修等、幅広い職務を行っていることに留意する必要がある。

① 基礎定数の充実

新学習指導要領では、授業時数・指導内容が増加し、知識・技能を活用する学習活動や体験活動の充実が図られている。こうした授業時数・指導内容の増加に適切に対応し課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力などの重要な能力を習得させるためには、改訂前の学習指導要領の授業時数・指導内容を前提としている現在の教職員定数では困難である。したがって、新学習指導要領を円滑に実施するため、教職員の基礎定数の充実を図る必要がある。

また、学級編制の標準を引き下げる場合にも、これまでの教職員定数の改善により取り組まれてきたティーム・ティーチングや20人程度の少人数指導などについては、教育委員会・学校の判断で引き続き実施できるよう教職員定数を措置するとともに、その基礎定数化を進める必要がある。

さらに、小学校における専科教員は、中学校・高等学校の教員が兼務したり非常勤講師が担当するものも含め、第6学年では音楽で約4割、理科で約3割の実施状況となっている。特に理科については、新学習指導要領において、標準総授業時数が15.7%増加し指導内容が充実するとともに、実験・観察・レポート作成などの充実を図ることが求められており、専門性重視の観点から専科教員による指導を求める意見が強い。このため、専科教員の配置を進めることができるよう、基礎定数の充実を図る必要がある。

- ② 学校運営体制の整備
 - ③ 特別支援教育の充実
 - ④ 外国人児童生徒への日本語指導の充実
 - ⑤ 生徒指導の充実
 - ⑥ 児童生徒の心身両面の支援
 - ⑦ 食育の充実
 - ⑧ 事務処理体制の充実
 - ⑨ 読書活動の支援
 - ⑩ キャリア教育・進路指導の充実
 - ⑪ 高等学校における教職員定数の改善
- (②～⑪については詳細を省略)

3-2 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（報告）

資料：「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～（平成24年9月6日、文部科学省。公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（報告））

文部科学省においては、公立義務教育諸学校の少人数学級の推進など教職員定数の改善に関して、平成23年年6月に「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」を文部科学省副大臣決定により設置し、検討を進め、平成24年9月6日、本検討会議の報告（「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～）がまとめられた。

1. 教職員定数改善の必要性

教育は、個人の自己実現を可能にするとともに、社会発展の基盤である。教育の充実により、社会を生き抜く力の養成や、未来への飛躍を実現する人材の養成などに取り組むことが必要である。

学校がこのような社会的な期待に応え、学習指導、生徒指導に関する様々な課題に対応していくためには、地域・家庭との連携促進を含め、学校において教員が子どもたち一人一人に正面からしっかりと向き合い、行き届いた質の高い授業、生徒指導等を行うための教職員体制の整備が急務となっている。

教職員定数改善の効果や必要性に関して、「児童生徒数の減少に比べ、教職員数はあまり減少しておらず、教育環境が改善しているはずだが、子どもの学力、意欲、生活習慣は改善しているのか。公務員人件費が抑制される中で、これ以上教員を増やす必要があるのか。」との指摘があるが、これまでの教職員定数の改善により、

- ・教員一人当たりの児童生徒数はOECD平均に徐々に接近。
- ・国際学力調査でも概ね上位を維持。
- ・大都市とへき地の学力格差はほとんどない。学校に対する満足度も約80%と高い。
- ・指導方法工夫改善（習熟度別指導、小学校における専科指導等）の浸透や子どもの学習時間の増加など。

のような成果があった。

一方、近年の地域社会・家庭生活の変化により、地域や家庭での教育が難しくなっており、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲、態度などに課題が見られる。また、いじめ・不登校等の問題、指導が困難な児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加などへの対応も必要であり、かつてないほど学校、とりわけ学級担任の負担は増大している。

また、家庭の経済状況による教育格差、国際比較における学力下位層が多いという状況に対応するため、学力下位層の児童生徒に対し、学力を定着させ、学習意欲を喚起することも

必要である。

このような状況の中、現在、学校現場では、知識基盤社会の到来やグローバル化の進展を受けて改訂された新学習指導要領による新しい学びを展開することが求められており、学習活動・内容の充実や授業時数の増加に対応する必要がある。グローバル化の進展の中、イノベーションを支える初等中等教育において我が国が世界最高水準の教育力を目指し、これらの課題に対応し、質の高い教育を実現するためには定数改善が不可欠である。

このような状況を踏まえ、教育関係団体のみならず、全国知事会、全国市長会などからも定数改善を求める要望が出されている。

今後、さらに教員が子どもと正面から向き合い、質の高い教育を行えるよう、厳しい財政状況や公務員人件費改革も踏まえながらも、教職員定数の改善を着実に推進し、これらの定数改善による効果を維持・発展していくことが必要である。

『少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について』

～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～

(「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」報告)

≪報告のポイント≫

平成24年9月6日

I. 教職員定数改善の必要性

<指摘の例>

ピーク時に比べ、子どもの数は大きく減少している一方、教職員の減少は少なく、教育環境はかなり改善しているはず。子どもの学力等は改善しているのか。公務員人件費抑制の中、これ以上教員を増やす必要があるのか。

<本検討会議の考え方>

- これまでの定数改善(とりわけ最近3年間で1万人超の改善)
 - 習熟度別指導や小学校の専科指導などの浸透、国際学力調査で概ね上位を維持などの成果。
- 一方、近年の地域・家庭の変容による地域・家庭での教育の困難化。
 - 子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲、態度などに課題。
 - いじめ等の問題、指導困難な児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加への対応
➡ **かつてないほど学校の負担は増大**
- 現在の学校現場は**新学習指導要領**による**学習内容の充実**や**授業時数の増加**への対応が必要。
- **家庭の経済状況による教育格差、学力下位層への対応**などの課題に対応することも必要。
(学びのセーフティネット)
- グローバル化進展の中、イノベーションを支える初等中等教育において、世界最高水準の教育力を目指し、質の高い教育を実現するためには定数改善が不可欠。
- **教育関係団体**や**全国知事会**等も**計画的な定数改善**を要望。

2. 教職員定数改善の内容・考え方

(1) 少人数学級等の更なる推進

ア. 少人数学級の必要性

義務教育は一人一人の人生の基礎を培うものであり、今後、我が国が新たな社会モデルを構築するために、その基盤として、社会を生き抜く力の養成や、未来への飛躍を実現する人材の養成などに取り組むことが必要であり、このため、義務教育の水準の維持・向上が不可欠である。

我が国の教育環境は、個別の教育課題に対応するための教職員配置の充実により改善されてきているが、1学級当たりの児童生徒数は国際的に見て依然低い水準である（小：日本 28.0 人 OECD 平均 21.4 人 中：日本 32.9 人 OECD 平均 23.5 人）。

また、保護者の約 8 割が 30 人以下の学級規模を求めており、少人数学級を強く望んでいる。

学校現場の状況を見ると、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲・態度などに課題ある。また、いじめ等の問題、指導が困難な児童生徒や特別支援教育の対象となる児童生徒への対応など、子どもたち一人一人に目の行き届いた指導を行うことが一層求められている。

平成 23 年度には小 1 の 35 人以下学級を制度化し、全国で実施され、これについて教員や保護者へのアンケートでは、子どもたちの学習意欲の向上やきめ細やかな指導に大きな効果があったとの結果が出ている。さらに、制度的な対応ではなかったものの、平成 24 年度からは小 2 の 35 人以下学級が全都道府県で実施されている。

また、新学習指導要領では、特定の教科に限らず、観察・実験や論述等の知識・技能を活用する学習活動を充実することとなった。これらの活動によって、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成するためには、プレゼンテーションや対話・討議等のグループ学習などを通じた言語活動、体験活動、ICT を活用した教育活動など双方向・協働型の新しい学びへと授業を変革することが必要である。

全ての教科等でより一層きめ細かい指導を充実させるためには、学級規模そのものの縮小が必要である。

これらのことを踏まえ、教育の機会均等・水準確保の観点から、小 3 以降についても、国の責任において着実に 35 人以下学級を推進することが不可欠である。

イ. 少人数学級の効果検証

一方、少人数学級の効果に関して、学力水準との相関がないのではないかな等の指摘がある。

少人数学級が学力に与える影響についての調査結果は様々である。平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）等を活用して、何が学力等に影響を及ぼしているか幅広く継続的に検証可能なデータを積み重ねることも必要である。また、今後、学力以外にも広く学校教育に関する効果指標を開発することが重要である。

一方で、少人数学級の先行実施県における学力向上との相関を示すデータや、生徒指導、学級経営、教職員の実感、保護者等の納得感（満足度）の面で効果があることを示すデータ等が多数存在することも事実である。

ウ. 少人数学級の推進の在り方

35 人以下学級の推進に当たっては、教育の機会均等と水準確保の観点から、国の責任において、中 3 までの 35 人以下学級の実現に必要な教職員定数の改善を行うことが必要である。一方で、少人数学級等の地方での進展は様々であり、それらの地方の自主的な取組を更に促進するという視点も重要である。

また、今後の35人以下学級の制度化に当たっては、前述のような少人数学級等の効果検証を十分に積み重ねながら、検討を進めていくことが必要である。

さらに、児童生徒の実態や学校・地域の実情に応じた最も効果的な学級編制・教職員配置が可能となるよう、より教育現場に近いところの裁量で教職員配置ができるような仕組みが重要である。

Ⅱ. 教職員定数改善の内容・考え方

(1) 少人数学級等の更なる推進

<指摘の例>

全国規模で見ると少人数学級の導入と学力水準との相関関係は見出せない。費用対効果の面で考えても、少人数学級による教員の増員よりも優先すべき政策があるのではないか。

<本検討会議の考え方>

[少人数学級の効果検証]

- 少人数学級が学力に与える効果についての調査結果は様々。引き続き、全国学力・学習状況調査「きめ細かい調査」等を活用して、検証可能なデータを積み重ねることも必要。
- 一方、少人数学級の先行実施県における学力向上との相関を示すデータや、生徒指導、学級経営、保護者等の満足度の面で効果があることを示すデータ等が多数存在。

[少人数学級の必要性]

- 我が国の1学級当たりの児童生徒数は国際的に見て低水準。
(【小学校】日本28.0人 OECD平均21.4人、【中学校】日本32.9人 OECD平均23.5人)
- 小1・35人以下学級の導入(H23年度)は、学習意欲の向上やきめ細やかな指導に大きな効果。
- 一方、依然として、子どもたちの基本的な生活習慣、規範意識、学習意欲、態度などに課題。
→ 一人一人に目の行き届いた指導が一層必要。
- 新学習指導要領を踏まえ、全ての教科等を通じて、双方向・協働型の新しい学びへの授業革新が必要。 ➡ 学級規模そのものの縮小が必要。

[少人数学級の推進の在り方]

- 国の責任において中3までの35人以下学級の実現に必要な定数改善を実施。
- 一方、地方での取組は、各地域の実情を反映して実施学年など区々。
➡ 地方の自主的な取組を更に促進させる視点も重要。
- 35人以下学級の制度化に当たっては、上述のような効果検証を積み重ねながら検討が必要。
- さらに、児童生徒の実態等に応じた最も効果的な教職員配置を可能とするため、市町村教委や学校現場の裁量で教職員配置の判断ができるような仕組みが重要。

(2) 個別の教育課題に対応するための教職員配置

ア. 学習支援が真に必要な児童生徒への手厚い支援

① 学力定着等に課題を抱える学校への支援(学びのセーフティネット)

家庭の経済状況の格差が学力に影響しているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産・固定化を招かないよう、とりわけ義務教育段階では「学びのセーフティネット」を構築することが必要である。

② インクルーシブ教育システム構築に資する特別支援教育の充実

通級による指導を受けている発達障害等の障害のある児童生徒が増加傾向にあり、指導体制の充実が必要である。また、地域の小・中・高等学校等に対し、特別支援学校からの専門的な助言・指導等の充実が必要である。これらを推進していくことは、障害者基本法に規定された、インクルーシブ教育システムの構築にも資する。

③ 外国人児童生徒等への日本語指導の充実

近年の日本語指導が必要な児童生徒の増加傾向を踏まえ、それらの子どもたちへの指導体制の充実が必要である。

④ 東日本大震災により被災した児童生徒のための学習支援等

東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援に引き続き取り組むことが必要である。また、被災を教訓として地域と連携した先導的な防災教育の取組を行っている学校への支援も必要である。

イ. きめ細やかで質の高い指導の充実、学校運営の改善等

① 小学校における専科指導の充実

中学校への円滑な接続、小学校段階からの理科・外国語活動・芸術教育等における専門的指導の充実などの観点から、小学校、とりわけ高学年における専科指導の充実が必要である。

小学校高学年において、兼務発令された中学校の理科や外国語等の教員による授業の実施や、専科教員と学級担任が連携した少人数指導など専科指導についての先導的な取組を行う学校に対して教職員体制の整備を支援する。

② 地域連携等による質の高い教育の充実

コミュニティ・スクールの取組や外部人材を活用した教育活動など、学校が地域の協力を得て質の高い教育を実現するためには、地域社会と学校教育活動との調整等に係る地域連携のコーディネート機能の強化が必要である。また、教育の質の向上を図るためには、ICT を活用した教育活動など先導的な取組の推進とその成果の周知が必要である。

コミュニティ・スクールなど地域連携の強化や ICT を活用した教育活動の推進など、先導的な取組を行う学校に対して研究の推進と成果の周知を行うための体制整備を支援する。

③ いじめ等の問題への対応、学校運営の改善、食育等の拠点的取組に対する支援

いじめ等の問題に対応するため、深刻な問題行動を起こす子どもへの個別指導や関係機関との連絡・調整など、特別な指導に取り組む学校の体制整備を支援することが必要である。このほか、学校が組織として様々な課題に対応することができるよう、学校運営体制の強化が必要である。また、食育の充実や、子どもたちの心身両面にわたる問題の多様化を踏まえた支援の充実が必要である。

そのため、いじめ等の問題に対応するため、特別な指導に取り組む学校の体制整備を支援する。また、主幹教諭の配置促進や、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭の活用について、先導的取組を行う学校に対して体制整備を支援する。

④ 小規模な学校における教育指導上の課題の解消

小規模な学校においては、複数学年での指導（複式学級）や免許外教科担任を配置せざるを得ないなど教育指導上の課題を抱えており、より質の高い指導のために教職員配置の改善が必要である。また、現在は市町村合併を伴う学校統合について

のみ教職員定数の激変緩和措置があるが、今後は市町村合併を伴わない学校統合に対しても何らかの措置を講じることを検討することが必要である。

小規模校の個別の実情に即した複式学級の解消等の適切な教職員配置改善を実施する。

⑤ 教員の資質能力向上に対する支援

今後の教員に求められる資質能力を踏まえ、研修等の支援の在り方の検討が必要である。初任者研修の充実・高度化のための体制の整備や大学等との連携・協働を含めた研修内容の工夫・改善等を積極的に進める学校に対して支援する。また、教員の修士レベル化に向けて、特に教職大学院への教員派遣を推進する。

Ⅱ. 教職員定数改善の内容・考え方

(2) 個別の教育課題に対応するための教職員配置

① 学習支援が真に必要な児童生徒への手厚い支援

☆学力・学習意欲向上支援～**教育格差解消**のための学習支援～

➡ 家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に、学力向上のための取組を行う学校への支援

☆インクルーシブ教育システム構築に資する通級指導など**特別支援教育の充実**

➡ 通級指導の充実や特別支援学校のセンター的機能強化に対応

☆**外国人児童生徒等への日本語指導の充実**

➡ 外国人児童生徒支援員の活用も含めた教職員体制の充実。

☆**東日本大震災**により被災した児童生徒のための学習支援等

➡ 子どもたちの実態に応じた学習支援の必要性を踏まえ、引き続き適切に実施。

② きめ細やかで質の高い指導の充実、学校運営の改善等

☆**小学校における専科指導の充実**

➡ 小中連携による理科、英語等の専科指導など先導的な取組を行う学校に対して教職員体制の整備を支援。

☆**地域連携等による質の高い教育の充実**

➡ **コミュニティ・スクール**など地域連携の強化や**ICTを活用した教育活動**の推進など先導的な取組を行う学校に対して研究の推進と成果の周知を行うための体制整備を支援。

☆**いじめ等の問題への対応**、学校運営の改善、食育等の拠点取的取り組みに対する支援

➡ いじめ等の問題に対応するため、特別な指導に取り組む学校の体制整備を支援。
また、養護教諭等の活用について、先導的な取組を行う学校に対して体制整備を支援。

☆**小規模な学校**における教育指導上の課題の解消

➡ 小規模学校の個別の実情に即した**複式学級の解消**等の適切な教職員配置改善を実施。

☆**教員の資質能力向上**に対する支援

➡ 特に教職大学院への教員派遣推進等に対応。

(3) 「学校サポート人材」の活用

我が国の学校は教員以外のスタッフが諸外国と比較して少ない状況であり、複雑化・多様化している教育課題に対応するためにも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員、ICT 支援員など専門的スタッフの活用が重要である。

今後、教員が学習指導・生徒指導の両面で役割を果たすことを基本としつつ、義務標準法に基づき措置される教職員以外の多様な経験、専門性を持った地域の人材を、地域や学校の実情に応じて「学校サポート人材」として活用するための促進方策が必要である。

(4) 教職員配置についての検証・改善システムの確立

教職員定数のうち、加配定数は、学校や地域の課題へのきめ細やかな対応に資するものであり、個別の教育課題への対応や特別な指導方法の実施など、特定の教育政策目的に沿った取組を促進する機能を有している。この加配定数について効果の検証が不十分であるとの指摘がある。平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の活用などにより、加配定数の措置がどのように教育機能の向上につながったか検証し、さらに効果的な教職員配置の改善につなげていくことが必要である。

3. 計画的な教職員定数改善

(1) 計画改善の必要性

これまで7次にわたる教職員定数改善計画が策定され、教育環境の改善に成果をあげてきたが、平成 18 年度以降は計画が策定されていない。国が計画的な教職員定数改善を行うことにより、都道府県教育委員会に対し、教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせることができる。それにより、正規教員の計画的な採用・配置が可能になる。そのことが、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかける結果につながる。

また、一定の計画期間があることにより、後年度に及ぼす財政負担を十分考慮しつつ、教職員定数の自然減や年齢構成の変化による給与減などの財源を活用して、計画的に定数改善を行うことが可能になる。

35 人以下学級の実施についても、例えば中学校 1 年生から先に取り組むなど、一定の計画期間が定められ、その間の定数改善が見通せることにより、その期間中の実施学年を地方が実情にあわせて選択しながら進めることができる。

教育の機会均等や水準確保の観点から、国の責任において計画的な教職員定数改善を行うことが必要である。

Ⅲ. 計画的な教職員定数改善

(1) 計画改善の必要性

- 国の**定数改善計画**により、各県に**教職員定数**についての将来にわたる**予見可能性**を持たせることができる。
 - ➡ **正規教員の計画的な採用・配置**が可能。
 - ➡ **近年の非正規教員の増加傾向に歯止め**。
- 計画期間の設定により、その間の**自然減**や若返りによる**給与減**などを活用した計画的な定数改善が可能。
- 計画期間の中で、35人以下学級を中1から実施するなど**地方の裁量**で学年を選択しながら導入可能。

(2) 計画改善の基本的考え方

- 小・中学校における**35人以下学級の推進**。いじめ問題、インクルーシブ教育システム構築に資する特別支援教育、小学校専科、教育格差解消のための学習支援等の**個別の教育課題への対応**。これらを**車の両輪**として推進。
- 少人数学級等の地方での**進展状況等**が各県ごとに異なることを踏まえ、**地方の自主的な取組を促進することを基本**とする。
- 学級編制・教職員配置に係る**市町村教育委員会**や**校長の裁量**を拡大する仕組みを導入。

35人以下学級の具体的な推進方策について

<現場・地方の声>

- ・先の見通しを持って安定的に推進できるようにするため、35人以下学級を法改正により制度化してほしい
- ・地域の実情を踏まえ、実施学年等を柔軟に選択可能にしてほしい
- ・既存の加配を削減しないでほしい
- ・個別の教育課題に対応するための加配も充実してほしい

※ なお、昨年12月の「予算編成に関する政府・与党会議」において、35人以下学級について学力等への**政策効果を全国レベルで検証**、地方での取組の進展等を踏まえ**地方の自主的な取組を支援**することが対応方針として示されている。

- 地方での取組の進展状況は、地域の実情を反映して実施学年等が区々であるが、**国が計画性を持った形で加配方式で対応する場合には**、地方の判断により先に中1から取り組むなど**実施学年等を柔軟に選択しながら35人以下学級を計画的に実施**することが可能。

また、Ⅱ(2)で示した**個別の教育課題に対応するための加配定数の充実**にも対応することも可能。

さらに、第2期教育振興基本計画に合わせた計画的改善とすることにより、各県が先の見通しを持って計画的・安定的な採用・配置を行える。

➡ **現場・地方の声に応えることができる。**

- 当面は、**国の責任において、35人以下学級を中学校3年生まで実施し得る定数を確保**。それを**加配定数として措置**。

➡ **地域の実情に応じた少人数学級の推進**

- ・法改正による制度化については、学級編制の標準を35人に引き下げることにより、必要定数が基礎定数化され、35人以下学級が恒久制度化されるというメリットがあるが、一方で、現に少人数学級に活用している加配定数の**基礎定数への振り替えに伴う既存の加配定数の減**という課題や、必要となる基礎定数増が大規模になることから、現下の財政状況を踏まえると、35人以下学級への対応以外のⅡ(2)で示した**個別の教育課題に対応するための加配定数の充実が困難**という課題。
- ・法改正による制度化は、今後の地方での取組状況や全国レベルでの効果検証を踏まえ、また、地方の声を十分に聞きながら、引き続き、**検討**すべき。

(2) 計画改善の基本的考え方

小・中学校における 35 人以下学級の推進とともに、いじめ等の問題、特別支援教育、小学校専科、教育格差解消のための学習支援等の個別の教育課題にも対応するため、国による教職員定数改善計画を策定し、これらをいわば車の両輪として推進する。

国の計画を策定することにより、都道府県教育委員会に対し教職員定数についての将来にわたる予見可能性を持たせ、計画的・安定的な教員採用・配置を可能とする。

少人数学級等の地方での進展や教員採用・人事の状況が各都道府県ごとに異なることを踏まえ、地方の自主的な取組を促進することを基本とする。学級編制・教職員配置に係る市町村教育委員会や校長の裁量を拡大する仕組みを導入する。

(3) 計画期間

計画期間は、第 2 期教育振興基本計画に合わせて、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間とする。

(4) 計画改善の内容

ア. 具体的な取組内容

新たな定数改善計画を策定し、計画期間中に中 3 までの 35 人以下学級を実現するとともに、個別の教育課題に対応するための加配措置を講じる。

計画的・安定的な正規教員の採用・配置、非正規雇用の抑制の観点から、計画期間中、各都道府県の既存の加配定数を可能な限り維持・保障した上で、下記の加配定数の改善を行う。

① 35 人以下学級の推進等～学級規模の適正化～

計画期間中に、国として中 3 までの 35 人以下学級を実現するために必要な加配定数を、現在の少人数学級のための加配定数に上乘せする形で措置。また、複式学級の解消等についてもこの加配定数により措置。

地方の実情に即して少人数学級を推進するため、各都道府県の判断で、少人数学級実施学年等を選択可能とする。なお、一部の県では、少人数学級の実施に当たり、学級規模について一定の下限を設けて過小規模とならないようにしている例もある。

少人数学級の実施に必要な定数を配当した上で、児童生徒の実態等を踏まえ、市町村教育委員会や学校の判断により、当該定数を少人数指導やティームティーチング等に活用することも可能とする。

② 個別の教育課題に対応するための教職員配置の改善

35 人以下学級の推進とは別に、個別の教育課題に対応するために必要な加配定数の充実を行う（いじめ等の問題対応、特別支援教育、小学校専科、教育格差解消（中学校）など）。

加配定数増の配分においては、少人数学級の先行実施県に対する配分とその他の都道府県に対する配分との均衡に配慮。

③ 学校サポート人材の活用

多様な経験、専門性を持った地域の人材を「学校サポート人材」として活用し、教育活動の充実を図ることも推進。

(4) 計画改善の内容

◎具体的な取組内容（平成25～29年度の5ヶ年）

《35人以下学級の推進等 ～学級規模適正化～》

☆ 計画期間中に、国として**中3までの35人以下学級**を実現するために必要な加配定数を現在の**少人数学級のための加配定数に上乗せ**する形で措置。

また、**複式学級の解消等**についてもこの加配定数により措置。

☆ 地方の実情に即して少人数学級を推進するため、各都道府県の判断で、**少人数学級実施学年等**を選択可能。

☆ 少人数学級の実施に必要な定数を配当した上で、児童生徒の実態等を踏まえ、市町村教育委員会や学校の判断により、当該定数を**少人数指導やチーム・ティーチング**に活用することも可能。

《個別の教育課題に対応するための教職員配置の改善》

☆ 35人以下学級の推進とは別に、Ⅱ(2)で示した**個別の教育課題に対応するために必要な加配定数の充実**を行う。

《学校サポート人材の活用》

☆ なお、多様な経験、専門性を持った人材を**学校サポート人材**として活用し、教育活動の充実を図ることも推進。

〔財源及び定数改善の規模についての考え方〕

○ 現下の国・地方の厳しい財政状況、公務員全体の人件費抑制の取り組みを勘案し、**現在の義務教育費国庫負担金の範囲内**での国・地方ともに可能な限り追加財源を伴わない計画。

○ 教職員定数の**自然減**や若返りによる**給与費の減少**を教職員定数の改善に有効に活用し、その範囲内で5ヶ年の教職員定数改善計画を策定することが必要。

□平成25年度～29年度の5年間における推計

・自然減: ▲19,100人(約420億円)

・教職員の若返りによる給与減: 約196億円(人数換算で約▲9,000人)

※ただし、地方公務員の定年退職後の再任用義務付けの導入状況によっては、相当の減が見込まれる。

☆ 今後、文部科学省及び関係省間において、本報告の趣旨を十分斟酌の上、平成25年度予算政府案の決定までに政府としての結論を得ることを期待。

3-3 次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）

資料「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」（平成 28 年 7 月 29 日、次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース（文部科学省））

平成 28 年 7 月 29 日、次世代の学校指導体制強化のためのタスクフォース（文部科学省）は、「次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ）」を取りまとめた。概要は以下のとおりである。

1. 我が国における「学校」の現状

（1）これまでの学校指導体制

これまでの学習指導体制のポイントは、次のとおりである。

- ① 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果である。
- ② 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題がある。
- ③ 義務標準法に基づく、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置がなされている。

（2）更なる対応が必要な課題

更なる対応が必要な課題のポイントは、次のとおりである。

- ① グローバル化の進展、人工知能（AI）の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要である。
- ② 複雑化・困難化してきている課題への対応が必要である。
 - ・格差の再生産・固定化
 - ・特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
 - ・いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
 - ・外国人児童生徒等の増加
- ③ 地域や家庭の課題への対応が必要である。
 - ・過疎化の進行
 - ・地域社会の支え合いの希薄化
 - ・家庭の孤立化

(3) これまでの教職員配置について

義務標準法による教職員配置の基本的な考え方は、標準的な授業時数等に基づき、学級数等に応じて算定される「基礎定数」と、政策目的や各学校が個々に抱える課題等を踏まえて配分される「加配定数」とに分類される。平成 28 年度予算では、基礎定数は約 62.7 万人、加配定数は約 6.5 万人である。

全教職員定数の 1 割を占めるようになった加配定数については、政策目的や地域の事情等に応じたきめ細かな定数措置を可能とするものとして、重要な機能を果たしている。一方、その人数については毎年度の予算措置によって決まることから、地方自治体にとって、安定的・計画的な教職員の採用・配置につながりにくいという課題がある。

2. 次世代の学校

(1) これからの時代に必要な資質・能力を保障

「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、教員が総合的な指導を担う日本の学校の特徴を生かしつつ、日本のこれからの時代を支える創造力を育む教育へと転換する必要がある。また、複雑化・困難化する課題に対応できる「次世代の学校」を構築し、教員が今まで以上に、一人一人の子供に向き合う時間を確保し、丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた学習指導を実現できるようにすることにより、子供たちの学力を保障していくことも必要である。

(2) 特別な配慮を必要とする子供の持つ能力を最大限に伸長

障害のある子供、経済的な援助を受けている家庭の子供、日本語指導が必要な子供、不登校の子供など特別な配慮を必要とする子供たちが増加する中で、全ての子供たちの自立と社会参加を目指し、真の「共生社会」や「一億総活躍社会」の実現のため、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸ばすきめ細かい教育を提供していくことが重要である。

(3) 「地域とともにある学校」への転換

元来、学校は地域の中にあるものである。「開かれた学校」から更に一步踏み出し、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への進化を図るとともに、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である。

次世代の学校指導体制の在り方について（最終まとめ） ～基本的な考え方～

現在の学校指導体制

- 教員が、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行う「日本型学校教育」は、国際的にも高く評価される大きな成果。
- 世界トップレベルの学力を維持する一方、根拠・理由を示して自分の考えを述べること等に課題。
- 義務標準法に基づき、主に標準的な授業時数に応じた算定による教職員配置。

十

更なる対応が必要な課題

- グローバル化の進展、人工知能(AI)の飛躍的進化など、社会の加速度的な変化を受け止め、将来の予測が難しい社会の中でも、伝統や文化に立脚した広い視野を持ち、志高く未来を作り出していくための必要な資質・能力を子供たちに確実に育む学校教育が必要

- 格差の再生産・固定化
- 特別支援教育の対象となる子供の増加への対応、インクルーシブ教育システムの構築
- いじめ、児童生徒の暴力行為、不登校、児童虐待など、児童生徒を取り巻く諸課題の複雑化・多様化
- 外国人児童生徒等の増加

- 過疎化の進行
- 地域社会の支え合いの希薄化
- 家庭の孤立化

次世代の学校

今まで以上に、子供たちに向き合う時間を確保し、質の高い授業や、個に応じた重点的な学習指導によりこれからの時代に必要な資質・能力を保障

特別な配慮を必要とするとする子供たちの自立と社会参加を目指し、多様な子供たち一人一人の状況に応じ、それぞれが持つ能力を最大限に伸長

「地域とともにある学校」への転換を図り、学校と地域の連携・協働による社会総がかりの教育を実現

学校指導体制の改善・充実

- 「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の充実
- 「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定（「次世代の学校」指導体制実現構想（仮称））、義務標準法の改正

3. 次世代の学校を実現するための指導体制強化

(1) 基本的な考え方

「次世代の学校」の創生に必要な教職員定数の充実を図るとともに、「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえ、10年程度を見通した、「予算の裏付けのある教職員定数の中期見通し」を策定（「次世代の学校」指導体制実現構想）や義務標準法の改正を進める。

「次世代の学校」指導体制実現構想（平成29～38年度までの10ヶ年計画）

「社会に開かれた教育課程」を実現し、複雑・困難化する教育課題に対応する「次世代の学校」の創生に必要な教職員の配置充実を図る。

特に、「一億総活躍社会」の実現に向けて、「通級による指導」や外国人児童生徒等への特別な指導に必要な教員について、対象児童生徒数に応じた基礎定数による措置へ転換し、指導体制を安定的に確保する。【義務標準法の改正】

《義務教育費国庫負担金》

平成29年度要求額：1兆5,185億円(対前年度 ▲86億円)

- ・教職員定数の改善 +65億円(+3,060人)
- ・教職員定数の自然減 ▲67億円(▲3,100人)
- ・メリハリある給与体系の推進 +3億円
- ・教職員の若返り等による給与減 ▲87億円

(参考)被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)で要求【復興特別会計】

« »内はH38年度までの改善予定数

☆教職員定数の改善

3,060人«29,760人»

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現 **580人**«8,160人»

①小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実 **330人**«1,260人»

②主体的・対話的で深い学びの充実（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善） **250人**«6,900人»

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育 **2,030人**«14,650人»

①発達障害等の児童生徒への「通級による指導」の充実 **基礎定数化** **890人**«8,900人»

②外国人児童生徒等教育の充実 **基礎定数化** **190人**«1,900人»

③貧困等に起因する学力課題の解消 **400人**«1,000人»

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化 **400人**«1,850人»

⑤統合校・小規模校への支援 **150人**«1,000人»

①、②は、**基礎定数化**(対象児童生徒数に応じた算定)により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

3. 「次世代の学校・地域」創生プランの推進 **450人**«6,950人»

①教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進 **50人** «200人»

②「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備 **300人**«6,450人»

・学校事務職員 ・養護教諭 ・栄養教諭等

③提案型「先導的実践加配制度」の創設 **100人** «300人»

・全国的な教育課題の解決に寄与する先導的な教育政策の実証研究を促進

■今後の教職員定数の見通し

「経済・財政再生計画」を踏まえ、少子化の進展、学校の規模適正化の動向、学校の課題に関する客観的データ、実証研究の進展、地方自治体の政策ニーズ等を踏まえた**予算の裏付けのある教職員定数の中期見通しを策定**

区分	H29～H38	うちH29
定数改善 (a)	29,760	3,060
自然減 (b)	▲ 45,400	▲ 3,100
差し引き増減 (a + b)	▲ 15,640	▲ 40

※ 厳しい財政状況を勘案し、真に必要な性の高い事項に限定することにより、**国民に追加的な財政負担を求めないように最大限努める。**

☆教員給与の改善 **部活動指導業務手当の改善：3,000円→3,600円（H30.1～）等**

メリハリある給与体系の推進や部活動指導に対する教員の負担の実態等を考慮し、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動指導業務に係る手当を引き上げ

※少人数教育（指導）に係る記載
※少人数学級に関しては盛り込まれていない。

(2) 実現構想に盛り込むべき事項

実現構想に盛り込むべき事項は、次のとおりである。

「次世代の学校」指導体制実現構想（中期見通し）（仮称）に盛り込むべき事項

1. 学習指導要領改訂による「社会に開かれた教育課程」の実現

① 小学校専科指導（外国語・理科・体育など）の充実

高学年を中心に、外国語等の教科で専科指導を行うため、専科担当教員や、中学校教員など、教科の専門性の高い教員の定数を充実

② 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の充実

「主体的・対話的で深い学び」を充実させるため、アクティブ・ラーニングの研究等に必要ない定数を充実。また、自治体や学校現場の判断により、学年段階や授業内容等を踏まえ、**ティーム・ティーチングや少人数指導を実施するために必要な定数を確保。**

2. 多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育

※基礎定数化（対象児童生徒数に応じた算定）により、**安定的・計画的な教員採用・配置を促進**

① 発達障害等を対象とする「通級指導」の充実：基礎定数化

発達障害や言語障害などの児童生徒に対し、通常学級に在籍しつつ、取出し等による特別の指導を行うために必要な教員を配置

② 外国人児童生徒等教育の充実：基礎定数化

日本語能力に応じた指導が必要な児童生徒（2割は日本国籍）に対し、取出し等による日本語指導・教科指導を行うために必要な教員を配置

③ 貧困等に起因する学力課題の解消

貧困等に起因する学力課題がある学校に対し、放課後の学習相談や、取出し等による補充学習、**家庭学習のサポート**などきめ細かい支援を行う教員を集中的に配置。

④ いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化

いじめ・不登校等の未然防止・早期対応に向け、学級担任など一部の教職員のみが抱え込むのではなく、**組織的な指導体制を構築**

3. 「次世代の学校・地域創生」プランの推進

① 教員の質の向上に向けた指導教諭の配置促進

若手教員の人数が多い又は割合が高い学校に指導教諭を配置し、校内研修体制を充実

② 「チーム学校」の実現に向けた、学校事務の共同実施体制の構築

学校業務の改善、教育の情報化推進のため、学校事務職員の体制を強化

③ 提案型「先導的実践加配制度」の創設

全国的な教育水準の維持向上の観点から、各自治体の提案による先導的な実践研究と運動した加配措置を実施。客観的根拠に基づく効果の多面的な評価を推進し、成果を全国に還元

※少人数教育（指導）に係る記載
※少人数学級に関しては盛り込まれていない。

「学校現場における業務の適正化について（報告）」も踏まえ、休養日の設定など部活動の適正化に向けた取組を進めつつ、土日の部活動手当を引き上げ

(参考) ～多様な子供たち一人一人の状況に応じた教育～

障害のある児童生徒の指導

- ・ 特別支援教育の対象児童生徒数は、約34万人
- ・ 通級指導を受ける児童生徒は、10年間で2.3倍
- ・ 地方からの要望の87%しか実際に定数措置できていない

- 通級指導担当教員の充実・基礎定数化
- 特別支援教育コーディネーターの加配拡充
- 学習支援を行うサポートスタッフの充実
- 特別支援学校教諭免許状の保有率引上げ

個々に応じた指導を受けられる
児童生徒の割合 100%
特別支援学校教員の
免許状保有率 100%

外国人児童生徒等教育

- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、10年間で1.6倍
- ・ 日本語指導が必要な外国人児童生徒等の2割が、必要な指導を受けていない

- 外国人児童生徒等指導担当教員の充実・基礎定数化
- 日本語指導支援員、母語支援員の充実

集中的な支援により、
日本語指導を受けられる
児童生徒の割合 100%

貧困等に起因する学力課題の解消

- ・ 経済的援助を受ける家庭の児童生徒数は、16人に1人(平成7年度)から、6人に1人(平成25年度)に増加
- ・ 子供の貧困率16.3%(OECD平均13.3%)

- 貧困による教育格差の解消のための教員の加配拡充
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)

集中的な支援により、
学力に深刻な課題を有する
学校の解消 (1000校程度)

いじめ・不登校の未然防止・早期解消

- ・ いじめ重大事態の発生件数は449件
- ・ 小中学生の不登校 約12.3万人
- ・ 不登校だった生徒の高校中退率は約10倍
- ・ 小学校の暴力行為 約1.1万件
(平成26年度は平成9年度の約8倍)

- 家庭・関係機関との連携など中心的な役割を担う児童生徒支援専任教員の配置拡充
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充(常勤・国庫負担化等の検討を含む。)
- 教育支援センターの全国展開・強化
- 不登校特例校の設置促進

全ての児童生徒が豊かな
学校生活を送り、安心して
教育を受けられる体制の確立

3-4 経済財政運営と改革の基本方針 2020

資料：「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」令和 2 年 7 月 17 日

令和 2 年 7 月 17 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(骨太方針 2020) が経済財政諮問会議での答申を経て、閣議決定された。

骨太方針 2020 の概要は次の通りである。

1. 骨太方針 2020 の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況

骨太方針 2020 によると、我が国経済は、感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況であり、休業者の大幅増などの雇用情勢、新興国を含めた海外経済全体の減速、製造業のみならずサービス業にも広く影響している。これに伴い我が国が抱える課題やこれまでの取組の遅れが改めて浮き彫りになってきている。感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れは、デジタル化・オンライン化の遅れ(特に行政分野)、都市過密・一極集中のリスク、新しい技術を活用できる人材の不足、非正規雇用者やフリーランス、中小・小規模事業者の苦境、グローバル・サプライチェーンの脆弱さ等である。

今般のグローバル危機は、3つの大きな特徴を有する。

第一に、世界経済の大幅な落ち込みと不確実性の高まりである。2020 年における大きなマイナス成長が予測されるなど世界恐慌以来の後退に見舞われており、その広がりも地球規模となっている。感染拡大防止のために経済・社会活動や移動を制限せざるを得ず、国内外での感染の拡大による悪影響が波及することにより、各国経済への影響は甚大となり、今後の回復の見通しも不透明な状況にある。そうした中で、政府の役割への期待が高まり、各国とも大規模な財政出動により国民の雇用・事業・生活を支えている。

第二に、自由貿易体制の維持への懸念である。今回の感染症の影響により、経済活動の基盤である人・モノ・カネの流れが制約され、各国経済が停滞する中で、自由貿易体制の基盤が揺らぎ、保護主義が拡大しかねない。そうした中で、米中関係の更なる悪化や、自国中心主義・経済ナショナリズムの広がりも見られる。

第三に、グローバルレベルでの協調の形骸化や国際的分断の進行である。今回の感染症に対する治療薬・ワクチンの開発をはじめ、マクロ政策協調、さらには地球環境問題への対応など、一国の枠を超え、国際社会で叡智えいちを結集し協調・連帯していく重要性が強く認識されている一方で、世界におけるリーダーシップの在り方が問われている。

(2) ポストコロナ時代の新しい未来

世界が今、大きな変化に直面する中で、我が国は新たな時代を見据え未来を先取りする社会変革に取り組まねばならない。今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高

い経済社会の実現を目指すとしている。すなわち、変化を取り入れ、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワーを活かした「ニューノーマル」のかたち、「新たな日常」を構築していく。それを通じて、付加価値生産性を向上させるとともに、成長の果実を広く分配する中で、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる「質」の高い持続的な成長を実現していく。

具体的には、以下の3つが実現した社会を目指す。

- ① 個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会
(柔軟性・多様性、変化や失敗の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現)
- ② 誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会
(セーフティネット、人とのつながり、不安に寄り添う)
- ③ 国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国
(自由貿易の維持・発展、新たな国際秩序・ルールづくり、国際協調・連帯)

(3) 「新たな日常」の実現

デジタル化の推進は、日本が抱えてきた多くの課題解決、そして今後の経済成長にも資する。単なる新技術の導入ではなく、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していく、言わば社会全体のDX（デジタルトランスフォーメーション：デジタル変革）が「新たな日常」の原動力となる。デジタル化の遅れや課題を徹底して検証・分析し、この1年を集中改革期間として、改革を強化・加速するとともに、関係府省庁の政策の実施状況、社会への実装状況を進捗管理するとしている。

- ① 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行
- ② デジタルトランスフォーメーションの推進
- ③ 新しい働き方・暮らし方（働き方改革、少子化対策・女性活躍、教育・医療等のオンライン化、公務員制度改革等）
- ④ 変化を加速するための制度・慣行の見直し（書面・押印・対面主義からの脱却、デジタル時代に向けた規制改革の推進等）

(4) 「新たな日常」が実現される地方創生

感染症拡大により、テレワークの活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつある。こうした動きは、多様な人材の活躍の場を広げ、付加価値生産性向上につながるるとともに、地方移住の可能性を広げるものである。「新たな日常」が実現される地方創生を推進していくため、首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、スマートシティの推進等を通じ、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変えるとともに、観光や農林水産業といった地域が誇る資源を最大限活かして、強靱かつ自律的な地域経済を構築することにより、多核連携型の経済社会や国土の在り方を新たに具体化し、国・地方、さらに官民が協力してその実現を進める。

- ① 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ（スマートシティの社会実装の加速、二地域居住、兼業・副業、地方大学活性化等による地方への新たな人の流れの創出、地域の中小企業の経営人材の確保、地方都市の活性化に向けた環境整備、公共サービスにおける民間活用、持続可能な地方自治体の実現等）
- ② 地域の躍動につながる産業・社会の活性化（観光の活性化、農林水産業の活性化、中堅・中小企業・小規模事業者への支援、海外経済の活力の取込み、スポーツ・文化芸術の力）

(5) 「人」・イノベーションへの投資の強化 — 「新たな日常」を支える生産性向上

感染症による学校の臨時休業により、公教育のオンライン対応の遅れが顕著になり、学びを止めないことが課題となった。学びにおけるデジタル化・リモート化を推進し、優れた取組の横展開とPDCAの実行により、教育の質の向上と学習環境の格差防止に取り組み、子供たちの学びを保障する。ICT化は子供たちに世界の扉を開き、可能性を広げ、教師が教え子に向き合いやすくする。経済社会の変化とその形成に積極的に対応できる資質・能力を育成する観点から、一つの正解を導き出す画一的・横並び的な教育を脱し、その自由度を高め、学習者第一の視点に立って、課題設定・解決力や創造力のある人材育成を強化する。

デジタル化等の課題への対応により社会変革を牽引けんいんし、Society 5.0 を世界に先駆けて実現するため、リーマンショック後の投資停滞を繰り返さないよう、新たな時代を切り拓き、真に社会と共にある科学技術・イノベーションを強力かつ戦略的に推進する。

① 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成（初等中等教育改革等、大学改革等、リカレント教育）

② 科学技術・イノベーションの加速

課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての
子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やI
CTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。
デジタル教科書・教材・コンテンツの開発・活用、外部人材の拡充・ネットワーク化等
を通じ、国・地方が一体となってGIGAスクール構想を加速し、児童生徒1人1台端
末、必要な通信環境の整備、効果的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。教師の
ICT活用指導力の伸長、ICT活用方法等の支援、学習成果重視への評価の転換、I
CTの活用等を含めた特別支援教育、いじめ・不登校への対応、全ての児童生徒に対す
る個別最適化された学習計画の作成、教育データの標準化・利活用を進める。

(6) 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

今回の感染症拡大を契機として、柔軟な医療提供体制、データ利活用、健康予防の重要性が再認識された。社会保障制度の基盤強化を着実に進め、「新たな日常」を支える社会保障を構築するとともに、困難に直面している女性や若者などへの支援を通じた格差拡大の防止を図り、地域社会やコミュニティ等において高齢者の見守り、人の交流やつながり、助け合いが充実した地域共生社会の構築を進め、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていく。

- ① 「新たな日常」に向けた社会保障の構築（「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等、「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進）
- ② 所得向上策の推進、格差拡大の防止（就職氷河期世代への支援、最低賃金の引上げ）
- ③ 社会的連帯や支え合いの醸成

(7) 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

感染症の拡大に伴い、一国主義や反グローバル化の傾向が強まり、自由貿易体制をはじめとする今後の国際秩序に大きく影響する可能性がある。こうした中、我が国が引き続き国際社会から信用と尊敬を集めるとともに、戦略的に不可欠な存在となることが重要である。今後、世界各国が「新たな日常」に向けた取組を模索する中で、我が国がそのフロントランナーとなり、デジタル化や貿易・投資、気候変動等を含めたグローバルな諸課題に対し、国際協調や連帯を通じて、世界をリードする。また、経済安全保障の観点も踏まえつつ、強靱な経済・社会構造を構築する。このような取組を進める前提として、「自由で開かれたインド太平洋」を推進しつつ、基本的価値を共有する国々との協調・連携を強化し、在外邦人の保護を強化するとともに、引き続き必要となる外交実施体制の整備を推進する。今後の国際秩序が不安定化する中で隙を見せることがないように、状況の変化を踏まえ、必要な防衛力の整備や海上保安体制の強化を着実に推進する。

- ① 自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- ② 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力
- ③ サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）を中心とした環境・地球規模課題への貢献

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況-我が国が直面するコロナのグローバル危機

感染症の拡大を受けた現下の我が国経済の状況

- ◆ 我が国経済は、感染症拡大の甚大な影響を受け、極めて厳しい状況：
 休業者の大幅増などの雇用情勢、新興国を含めた海外経済全体の減速、製造業のみならずサービス業にも広く影響
- ◆ 我が国が抱える課題やこれまでの取組の遅れが改めて浮き彫りに

感染症の拡大により浮き彫りとなった課題・リスク・取組の遅れ

- ◆ デジタル化・オンライン化の遅れ（特に行政分野） ◆ 都市過密・一極集中のリスク ◆ 新しい技術を活用できる人材の不足
- ◆ 非正規雇用者やフリーランス、中小・小規模事業者の苦境 ◆ グローバル・サプライチェーンの脆弱さ 等

コロナの時代の国際政治・経済・社会情勢 — 国際秩序の揺らぎ

- ◆ 世界経済の大幅な落ち込みと不確実性の高まり
- ◆ 自由貿易体制の維持への懸念
- ◆ グローバルレベルでの協調の形骸化や国際的分断の進行

これまでの構造的課題

- ◆ 少子化・高齢化の進行 ◆ 第四次産業革命の到来
- ◆ 生産性の低さ ◆ エネルギー・環境制約の高まり
- ◆ 東京一極集中 ◆ 大規模自然災害の頻発
- ◆ 社会保障と財政の持続可能性

ポストコロナ時代の新しい未来

新たな経済社会の姿の基本的方向性

= 「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現

- 個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会
 (柔軟性・多様性、変化や失敗の許容、ワーク・ライフ・バランスの実現)
- 誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会
 (セーフティネット、人とのつながり、不安に寄り添う)
- 国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国
 (自由貿易の維持・発展、新たな国際秩序・ルールづくり、国際協調・連帯)

国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ

- 「ウィズコロナ」の経済戦略

- ◆ 医療提供体制等の強化 (検査能力拡充、ワクチン開発加速・確保 等)
- ◆ 雇用維持と生活下支え (雇用調整助成金、新卒者への配慮、マッチング支援 等)
- ◆ 事業継続と金融システムの安定維持 (資金繰り支援、日本銀行との連携 等)
- ◆ 消費など国内需要の喚起 (GoToキャンペーン、マイナポイント、新しい財サービスの創出につながる民間投資やイノベーションの促進)

防災・減災、国土強靱化

- 激甚化・頻発化する災害への対応

(3か年緊急対策後の取組)

東日本大震災からの復興・再生

近年の自然災害からの復興

「新たな日常」の実現：10年掛かる変革を一気に進める

主な施策項目について、ポストコロナ時代を見据えて年内に実行計画を策定し、断固たる意志を持って実行

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

～デジタルニューディール～

- ◆ 次世代型行政サービスの強力な推進 ◆ デジタルトランスフォーメーションの推進
- ◆ 新しい働き方・暮らし方 ◆ 変化を加速するための制度・慣行の見直し (少子化対策・女性活躍 等) (書面・押印・対面主義からの脱却 等)

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

～多核連携型の国づくり、地域の活性化～

- ◆ 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ (スマートシティ 等)
- ◆ 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 (観光、農林水産業、中堅・中小企業 等)

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化

- 「新たな日常」を支える生産性向上

～社会変革の推進力となる人材の育成、無形資産への投資を強力に推進～

- ◆ 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成 (教育改革、リカレント教育)
- ◆ 科学技術・イノベーションの加速

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

～国民が誰も取り残されない、包摂的な社会の実現～

- ◆ 「新たな日常」に向けた社会保障の構築
- ◆ 所得向上策の推進、格差拡大の防止 (就職氷河期世代支援、最低賃金)
- ◆ 社会的連帯や支え合いの醸成

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

～国際秩序が大きく変化する中で戦略的に不可欠な存在へ～

- ◆ 自由で公正なルールに基づく国際経済体制
- ◆ 国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力の構築
- ◆ サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築
- ◆ SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献

感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

- ◆ 休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行う。あわせて、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速する。必要に応じて、臨機応変に、かつ時期を逸することなく対応。
- ◆ 令和3年度予算については、予算編成の基本方針でその方向性を示す。感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進。

国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く

感染症拡大への対応と経済活動の段階的引上げ - 「ウィズコロナ」の経済戦略

◆医療提供体制等の強化

- ・検査能力を戦略的に拡充（有症状者には抗原検査も活用しながら迅速検査。無症状の濃厚接触者などには幅広くPCR検査、医療等従事者や入院患者、施設入所者等に対して、感染の可能性がある場合には積極的に検査）。
- ・医療提供状況を一元的かつ即座に把握。病床・人材を確保。医療機材の確保・備蓄・国内生産体制整備。
- ・国際的な人の往来の再開に備え、検疫における検査体制を大幅増強。
- ・患者等の情報を関係者で迅速に共有できる体制の構築（HER-SYSの早急な定着・活用）。接触確認アプリの普及促進。
- ・感染症情報の情報収集と管理の仕組み・体制を集約・一元化（保健所の体制強化、積極的疫学調査・クラスター対策の強化）。
- ・大規模感染症流行時において国レベルで迅速・柔軟・確実に対処できる仕組みの構築するため、必要な法整備等を速やかに検討。
- ・医療提供体制を強化（国内で感染者数や発熱患者など疑い患者が急増した場合でも十分に対応）。
- ・AIシミュレーション等の活用による効果分析等を通じた感染拡大防止策の進化。
- ・世界の叢智を結集させ、効果的な治療法・治療薬やワクチン等の研究開発を更に加速。国内での生産体制を早期に整備。ワクチン・治療薬の必要量を確保。ワクチン接種体制を構築。
- ・国際的な人の往来は、ビジネス上の必要な往来から段階的に、感染拡大防止と両立する範囲内において、国内外の感染状況等を総合的に勘案し、国外からの新型コロナウイルスの流入防止に万全を期すため、引き続き水際措置を徹底しつつ実施。

◆雇用維持と生活下支え

- ・雇用調整助成金についてのオンライン申請の確実な稼働など手続の簡素化等によるできる限り迅速な支給。
- ・新卒者への一層の募集機会の提供。第二の就職氷河期世代を生まないとの観点から経済界に積極的に働き掛け。
- ・低所得のひとり親世帯や、子供たちの学びの保障、家計急変など経済的に困窮する高校生・大学生等に対する支援を着実に実施。
- ・離職者・求職者への職業訓練等を通じ、職業スキルや知識の習得を促し、ニーズの高い職種や成長分野へのマッチングを推進。

◆事業継続と金融システムの安定維持

- ・予算・税制・金融措置などあらゆる手段を総動員し、中小・小規模事業者などの事業継続を強力に支え、雇用と暮らしを守り抜く。
- ・固定費の負担軽減に資する持続化給付金や家賃支援給付金について、オンライン申請の下、できる限り迅速に支給。
- ・業種別ガイドラインに沿った感染防止対策への投資など事業者の事業再開を強力に後押し。
- ・実質無利子・無担保融資や危機対応融資の円滑な実行。資本性劣後ローンの供給。
- ・出資やファンド拡充等により、スタートアップ企業やベンチャー企業におけるデジタル化等の新たな事業展開も強力に後押し。
- ・日本銀行と危機感を共有し、緊密に連携する下で、資金繰り支援により事業継続を強力に支援。

◆消費など国内需要の喚起

- ・観光については、国内観光を中心に、感染拡大防止策を徹底しながら、経済活動の段階的引上げに応じて需要を喚起。
- ・飲食やイベントも含め、新しい生活様式に対応しつつ、強力な価格インセンティブを講じたGo Toキャンペーンを円滑に実施。
- ・マイナンバーカード普及やそのためのシステム・体制の充実を図りつつ、マイナポイントを活用した消費活性化策を着実に実施。
- ・キャッシュレス事業者向けに策定したガイドラインを活用し、加盟店手数料の更なる引下げを促進。
- ・新しい財やサービスの創出につながる民間投資やイノベーションを引き出す取組を強力に促進（最先端分野の研究開発加速等）。
- ・インフラ・物流分野等におけるデジタル化・スマート化を加速。国土強靱化基本計画に基づく災害に屈しない国土づくり・公共投資。

防災・減災、国土強靱化 - 激甚化・頻発化する災害への対応

- ・デジタル技術を活用した危機管理、事前復興も踏まえた復旧・復興等の迅速化。
- ・防災専門家の育成等により地域防災力を向上。
- ・長期停電や通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気・水道等のインフラ・ライフラインや道路ネットワークの耐災害性強化、大規模広域避難・要配慮者避難や中小河川も含めた浸水リスク情報の充実、学校等の防災機能強化など避難対策の強化、森林整備・治山対策、インフラ老朽化対策等を加速。
- ・気候変動による降雨量増大や海面上昇等を踏まえた水害・土砂災害対策や高潮・高波対策として、防災気象情報の高度化、堤防・ダム・砂防堰堤・ため池の整備、利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化、自然の持つ機能の活用、浸水被害防止対策、住まい方の工夫など、あらゆる関係者による流域全体での対策を実施。

東日本大震災からの復興・再生

- ・地震・津波被災地域では復興の総仕上げ、原子力災害被災地域では復興・再生の本格化の段階。復興の仕上げに向け取り組む。

近年の自然災害からの復興

- ・令和2年7月豪雨などの被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力。

「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 ～デジタルニューディール～

◆次世代型行政サービスの強力な推進

- ・デジタル・ガバメント実行計画を年内に見直し、各施策の実現を加速化。内閣官房に民間専門家を含む新たな司令塔機能を構築。
- ・マイナンバー制度を国民にとって使い勝手良いものに抜本的改善。法制上の対応で2022年目途に生涯の健康データを一覧提供。
- ・行政手続の抜本的なオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化。申請書類縮減、電子申請等の手続の簡素化・迅速化。

◆デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・社会全体のDX実装加速化。サプライチェーンのデジタル化やAI、ロボットの導入を推進。5G・ポスト5G・Beyond5Gを推進。
- ・誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、ICTリテラシーや情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を実施。

◆新しい働き方・暮らし方（働き方改革、少子化対策・女性活躍等）

- ・テレワーク定着を図るため、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築等を推進。
- ・出産後女性の正規雇用比率低下（L字カーブ）の解消に向け、正規化の重点的支援や就業調整の解消や子育て負担の軽減。

◆変化を加速するための制度・慣行の見直し

- ・書面・押印・対面主義脱却。デジタル技術活用を前提の業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換。

2. 「新たな日常」が実現される 地方創生 ～多核連携型の国づくり、地域の活性化～

◆東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

- ・人口が集積し、大学も立地している政令指定都市及び中核市等を中心に、スマートシティの社会実装を加速化。
- ・二地域居住を推進。地方での兼業・副業支援を強化。魅力的な地方大学の実現等のための改革パッケージを年内に策定。

◆地域の躍動につながる産業・社会の活性化

- ・各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やC I Q、多言語表記等の整備、文化施設・国立公園等の更なる活用。
- ・国際的な輸出制限等に対応し、国内の生産基盤の維持・強化、食料自給率の向上等を図り、総合的な食料安全保障を確立。
- ・中小企業間のデータ・情報共有によるサプライチェーン全体の効率化や中小企業等と大学等が連携した事業化を重点的支援。
- ・対日直接投資促進に向け、中長期戦略を策定。海外のスタートアップ等と日本企業とのオープンイノベーションプラットフォームを構築。

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化 -「新たな日常」を支える生産性向上

～社会変革の推進力となる人材の育成、無形資産への投資を強力に推進～

◆課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

- ①初等中等教育改革等
 - ・きめ細かな少人数指導やICT活用。
 - ・GIGAスクール構想を加速。効果的な遠隔・オンライン教育の早期実現。
 - ・多様で個別最適化された深い学びの実現、小学校の教科担任制本格導入。
- ②大学改革等
 - ・教育・研究環境のデジタル化・リモート化。
 - ・STEAM人材育成、データサイエンス教育、国立大学法人改革等の推進。
- ③リカレント教育
 - ・大学等によるプログラムの拡充。
 - ・価値創造人材育成プログラムの開発。
 - ・インセンティブ措置強化の検討。

- ◆科学技術・イノベーションの加速
 - ・官民連携による研究開発投資を拡大。
 - ・ファンドを創設し運用益を活用するなどの仕組みによる世界レベル研究基盤構築。
 - ・処遇の向上等による、博士課程学生を含む若手研究者支援の強化。
 - ・オープン・イノベーションの推進。
 - ・デジタル化、AI・ロボット等研究開発の戦略的推進。感染症対策、防災・減災等安全・安心分野への重点化。

4. 「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現

～国民が誰も取り残されない包摂的な社会の実現～

◆「新たな日常」に向けた社会保障の構築

- ①「新たな日常」に対応した医療提供体制の構築等
 - ・質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を推進。
 - ・PHR拡充も含めたデータヘルス改革。
- ②「新たな日常」に対応した予防・健康づくり、重症化予防の推進
 - ・熱中症対策に取り組むとともに予防・重症化予防を多職種連携により推進。
 - ・健診内容の見直し・簡素化等を前倒し、オンラインでの健康相談の活用を推進。

◆所得向上策の推進、格差拡大の防止

- ①就職氷河期世代への支援
 - ・正規雇用者を30万人増やすとの目標を堅持。交付金を活用した、同世代の実態やニーズを踏まえた各地域での支援、民間企業及び公務員での採用を推進。
- ②最低賃金の引上げ
 - ・より早期に全国加重平均1000円になることを目指す方針を堅持。一方、今年度は中小企業等の厳しい状況を考慮。

◆社会的連帯や支え合いの醸成

- ・民間の寄附や資金、人材を広く呼び込む社会的ファイナンスの活用を促進。

5. 新たな世界秩序の下での活力ある日本経済の実現

～国際秩序が大きく変化の中で戦略的に不可欠な存在へ～

◆自由で公正なルールに基づく国際経済体制

- ・TPP11や日EU・EPA等のルールの国際標準化。RCEPの年内署名・早期発効を目指す。
- ・データ流通をはじめとするデジタル経済に関する国際的なルールづくりを推進。

◆国際協調・連帯の強化を通じた新たな国際協力

- ・治療薬・ワクチン候補の臨床研究を国際的に拡大。CEPI・Gaviへの拠出。

◆サプライチェーンの多元化等を通じた強靱な経済・社会構造の構築

- ・生産拠点の集中度が高いものなど国内外でサプライチェーンを多元化・強靱化。価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくり。
- ・技術流出防止の強化に向けた制度面も含めた枠組み・体制の検討・構築。
- ・世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立。

◆SDGsを中心とした環境・地球規模課題への貢献

- ・二酸化炭素を減少へと転じさせる「ビヨンド・ゼロ」を目指す。

•
•

○

○

•
•

第4章 少人数学級について

4-1 少人数学級の検証事例

1. 小学校1年生の35人以下学級実施に係る教育効果等アンケート（平成23年8月、全国連合小学校長会）

資料：「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～平成24年9月6日、文部科学省、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議（報告）

平成23年度の法改正により小学校1年生に係る国の学級編制の標準を35人に引き下げ、小学校1年生の35人以下学級を制度化し、全国的に実施した。これについて、全国連合小学校長会が平成23年6月に行った教員や保護者に対するアンケートでは、小学校1年生への35人以下学級導入についての評価について、学級担任の意見として、「学習意欲が向上した」97.2%、「きめ細かい指導が充実した」99.2%となっており、保護者の意見としては、「先生はきめ細かに対応してくれる」94.9%、「子どもは勉強が好きになった」84.2%などとなっており、「学習意欲の向上」「きめ細かい指導の充実」など学習指導、生徒指導両面にわたって大きな効果があったとの結果が出ている。

アンケート調査の結果について

全国連合小学校長会

1. 調査の概要

○調査対象県：8県

(栃木県、福井県、静岡県、岡山県、香川県、東京都、千葉県、和歌山県)
※平成22年度に小学校1年生の35人以下学級を実施していなかった県等

○調査対象校：122校

従来の県の基準によると36人以上の学級となるが、今回の法改正を踏まえた県基準の改正により、平成23年度から小学校1年生が35人以下学級となった学校を任意に抽出(各県小・中・大規模校各5校、計15校程度)

○調査対象者：

校長(122名)
同校の小学校1年生の担任教員(244名)
同クラスの保護者(891名)

○調査時期：6月中旬

※回答は、4月から6月までの2ヶ月間程度の教育活動を踏まえた上でのもの。

2. 調査結果の概要

○少人数学級実施の効果

ほとんどの校長、担任教員が、学習指導面・学級経営面についてのすべての事項において効果があると肯定的に回答している。

・「効果が顕著」という回答の割合が高い事項は以下の通り。

事 項	校 長 の 回 答	小学校 1 年生の担任教員の回答
学 習 指 導 面	「提出物の丁寧な添削・評価」 (75.8%)	「個別指導の充実」 (70.0%)
	「個別指導の充実」 (71.4%)	「教室スペースの有効利用」 (64.9%)
	「教室スペースの有効利用」 (59.2%)	「提出物の丁寧な添削・評価」 (64.3%)
	「きめ細かい指導の充実」 (54.2%)	「授業の活性化」 (56.1%)
生 活 指 導 面	「きめ細かい指導の充実」 (67.8%)	「きめ細かい指導の充実」 (53.9%)
	「教員と児童の関係緊密化」 (55.4%)	「教員と児童の関係緊密化」 (52.3%)
学 級 経 営 面	「一人一人に目が行き届く」 (69.4%)	「一人一人に目が行き届く」 (70.4%)
	「配慮が必要な児童への対応が可能」 (54.5%)	「配慮が必要な児童への対応が可能」 (56.0%)

・「非常に感じる」という回答の割合が高い事項（保護者の回答）

「教室にゆとりが感じられる」	(61.8%)
「先生がきめ細かに対応」	(48.2%)
「子どもがクラスに馴染む」	(45.0%)

○少人数学級実施による業務の効率化（小学校1年生の担任教員の回答）

「成績処理」「事務処理」「生徒指導」にかかる業務が効率化し、「授業」「授業準備」をより充実できるとの回答が多かった。

○2年生以上の35人以下学級の必要性及びその理由（保護者の回答）

- ・「必要と思う（71.9%）」、「どちらかというと思う（23.7%）」、合わせて95.6%。
- ・その理由としては、「高学年の授業についていけるか心配（30.2%）」
「急にクラス人数が変わるのは好ましくない（29.4%）」
「いじめ等にしっかり対応してほしい（28.6%）」

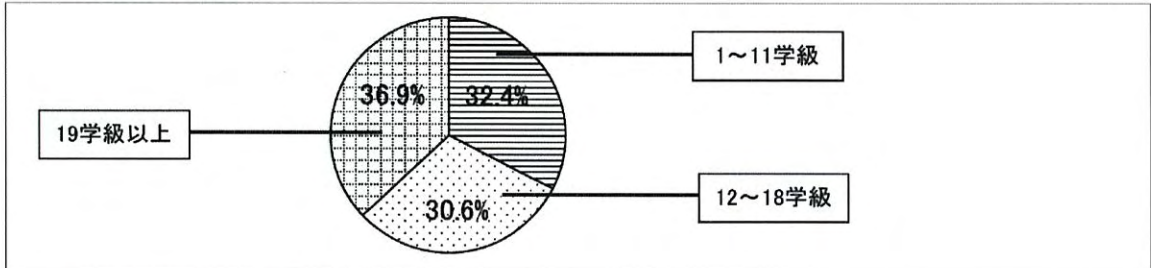
○ティーム・ティーチングや少人数指導実施の効果（校長の回答）

「個別指導の充実」（66.7%）、「提出物の丁寧な添削・評価」（50.0%）について効果が顕著との回答だった。

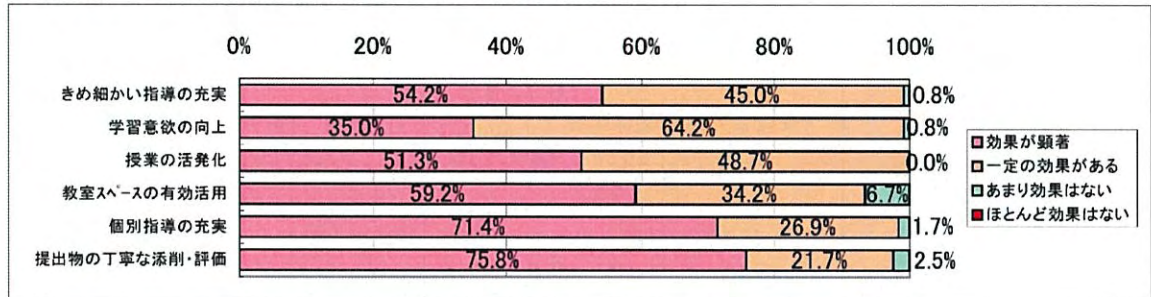
小学校1年生の35人以下学級実施に係る教育効果等アンケート〈校長用〉

回答数:122名

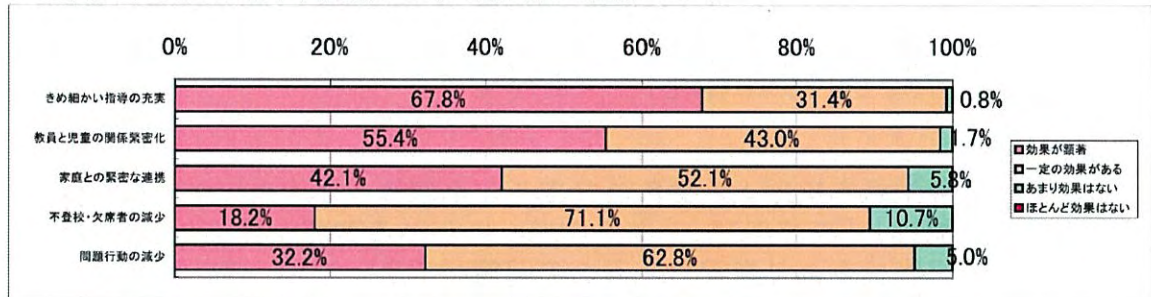
1. 学校の規模(学級数)



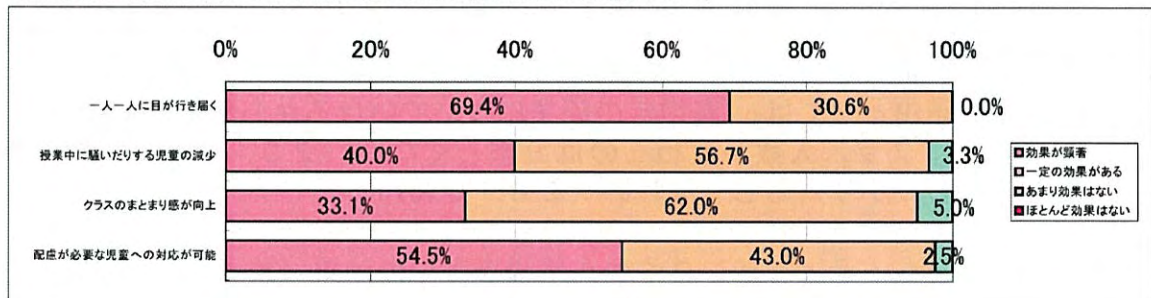
2. 小学校1年生の35人以下学級実施による学習指導面の効果について



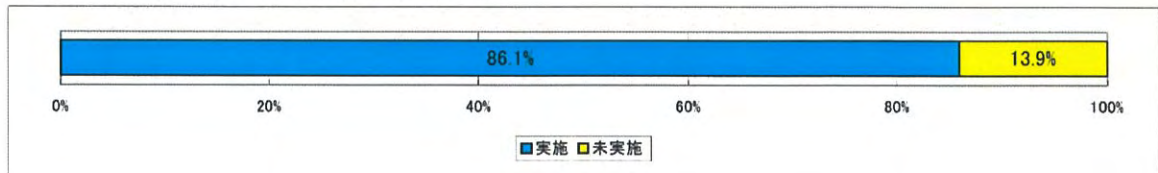
3. 小学校1年生の35人以下学級実施による生徒指導面の効果について



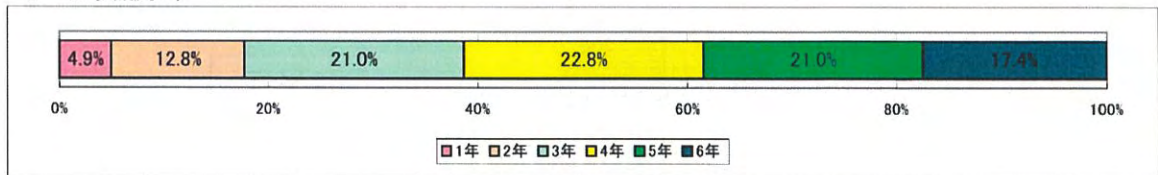
4. 小学校1年生の35人以下学級実施による学級経営面の効果について



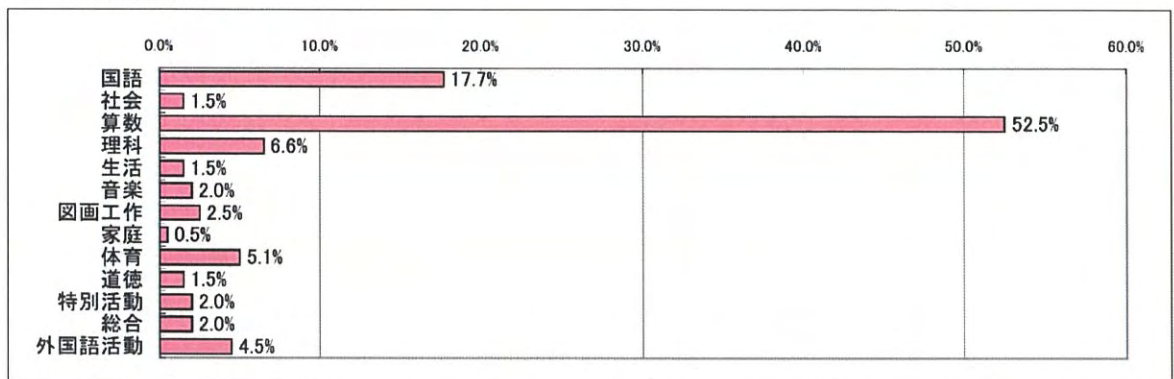
5. ティーム・ティーチングや少人数指導の実施状況



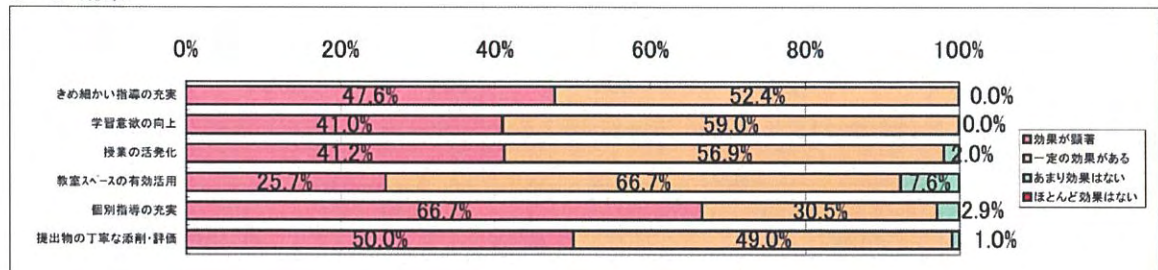
5-1. 実施学年



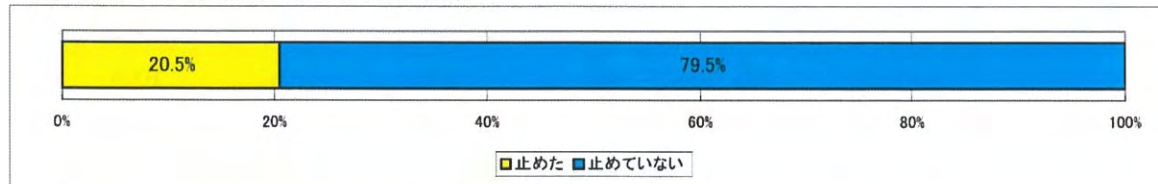
5-2. 実施教科等



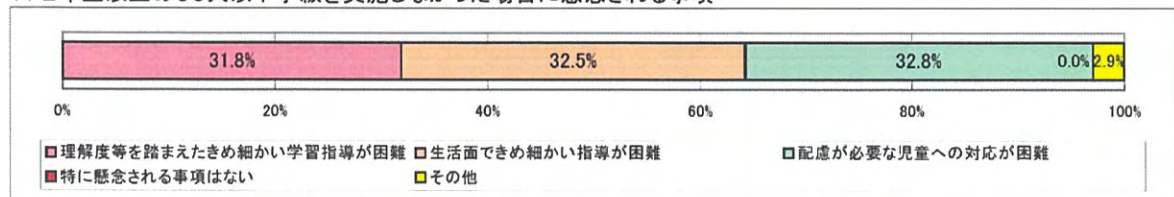
5-3. 効果



6. 22年度に行っていたチーム・ティーチングや少人数指導を23年度から止めた学校
(※一部で学年で実施を止めたものを含む。)



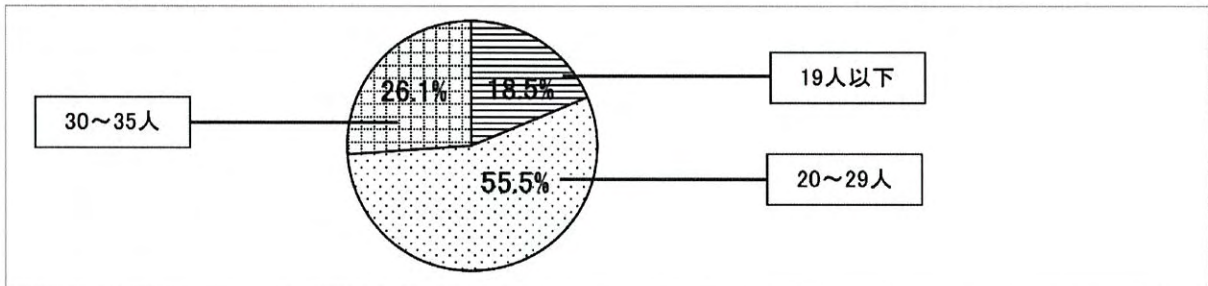
7. 2年生以上の35人以下学級を実施しなかった場合に懸念される事項



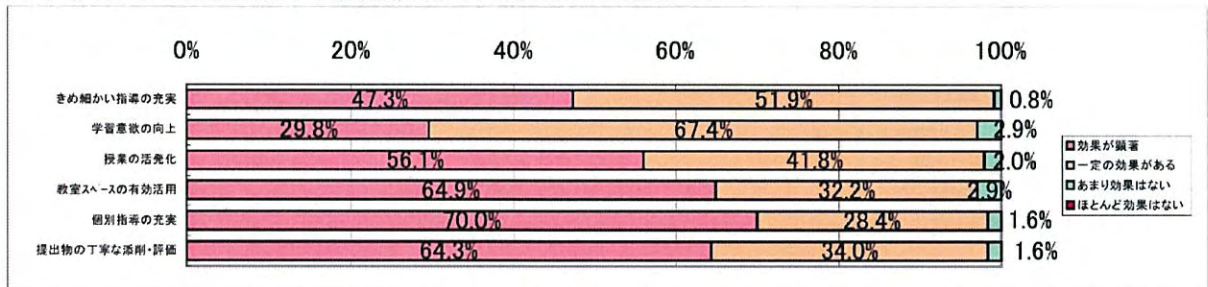
小学校1年生の35人学級実施に係る教育効果等アンケート〈学級担任用〉

回答数: 244名

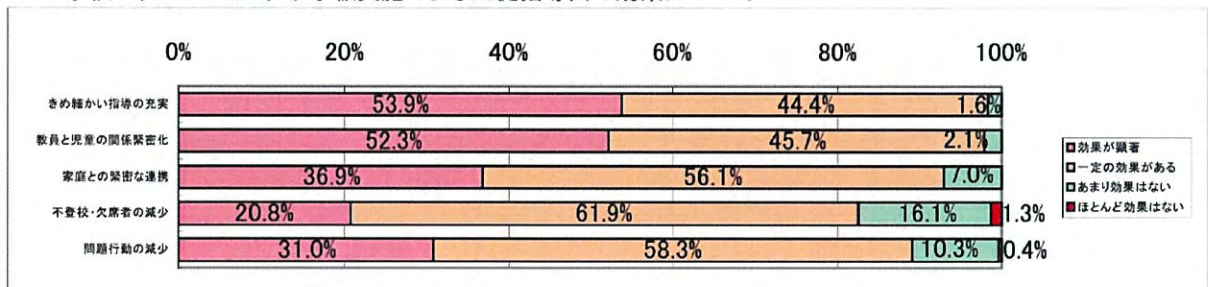
1. 担当学級の規模(児童数)



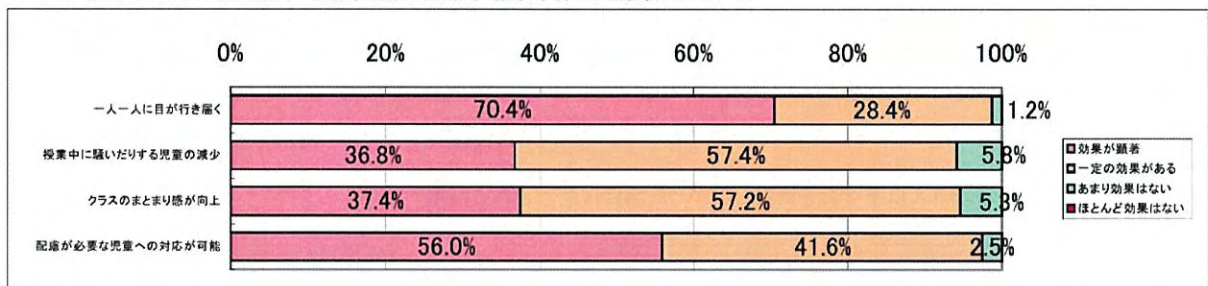
2. 小学校1年生の35人以下学級実施による学習指導面の効果について



3. 小学校1年生の35人以下学級実施による生徒指導面の効果について

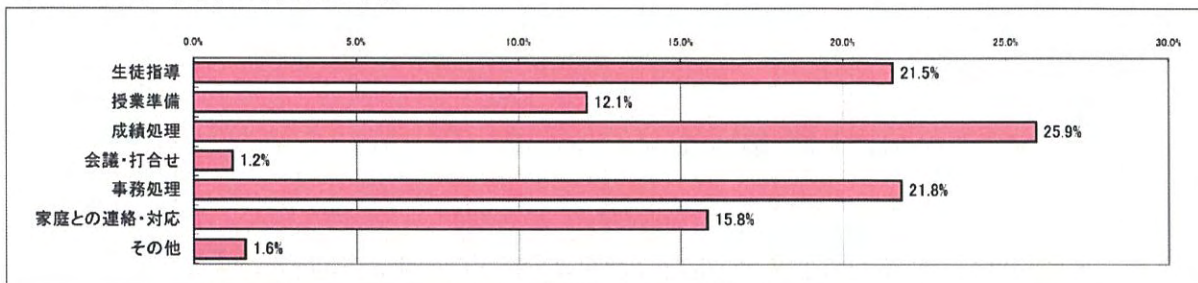


4. 小学校1年生の35人以下学級実施による学級経営面の効果について



5. 35人以下学級実施による業務の効率化について

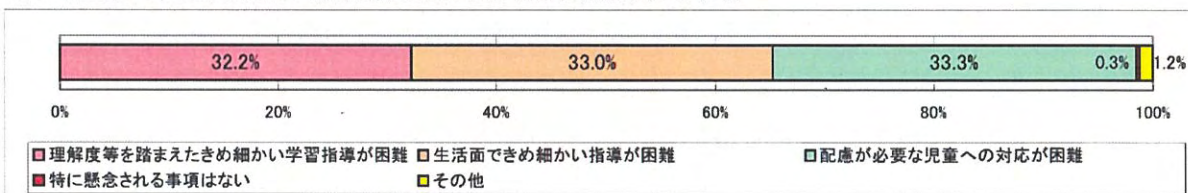
5-1・5-2. 効率化が図られた業務



5-3. 効率化により充実出来る業務



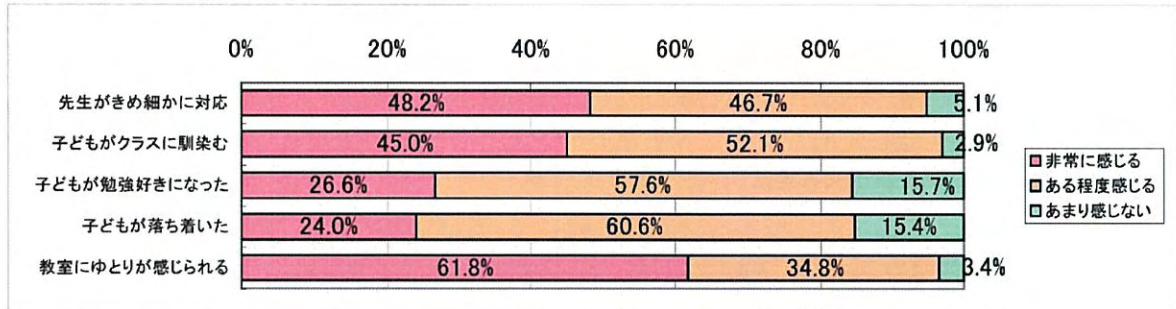
6. 2年生以上の35人以下学級を実施しなかった場合に懸念される事項



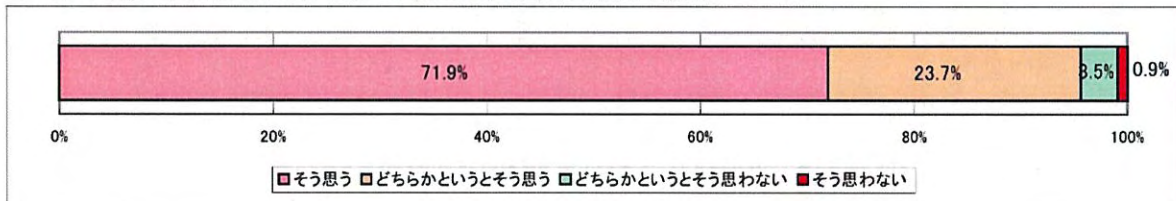
小学校1年生の35人学級実施に係る教育効果等アンケート〈保護者用〉

回答数：891名

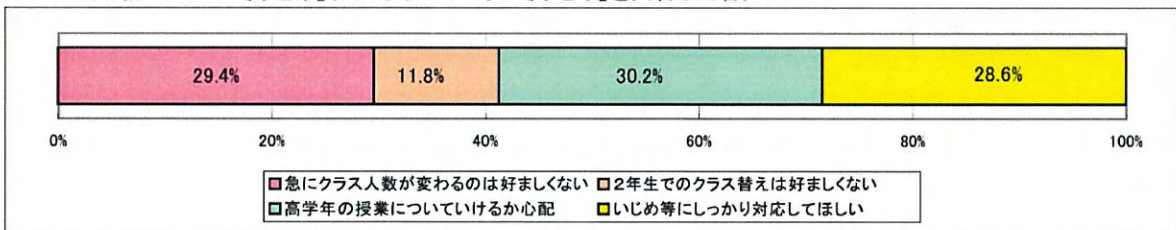
1. 小学校1年生の35人以下学級実施の効果



2-1. 今後、2年生以上の35人以下学級を進める必要があると思うか



2-2. 今後、2年生以上の35人以下学級を進める必要があると思う理由 (上記2-1で「そう思う」、「どちらかというと思う」を回答した者)



2. 山形県における「少人数学級編制」の効果

資料：「少人数学級の推進など計画的な教職員定数の改善について」～子どもと正面から向き合う教職員体制の整備～平成 24 年 9 月 6 日、文部科学省、公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(報告)

資料：「地方分権改革事例 100」(内閣府)

(1) 教育山形「さんさん」プラン

平成 13 年に「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、都道府県が国標準 40 人を下回る学級編制基準を設定できるようになったことを受け、山形県では、これを契機に、教師が一人ひとりの子どもを大切にすることを大切にする教育を実現することで、「勉強がわかり、いじめや不登校等のない楽しい学校にすることができる」という信念の下、全国に先駆け、平成 14 年 4 月より公立小中学校の 33 人以下学級編制に取り組んだ(教育山形「さんさん」プラン)。

教育山形「さんさん」プランは、「子どもの学習は、生活と一体であり、安定した学級、良好な人間関係、教師のきめ細かな指導の中で学力も高まる」という考えの下、①義務教育 9 年間の全ての学年で少人数学級を実施、②学級編制基準を 21 人～33 人とする、③学年 1 学級で 34 人以上の場合は非常勤講師を配置することが特徴である。また、少人数学級編制をフォローし、喫緊の教育課題に対応する施策(特別支援学級の少人数化、小一プロブレム対策、算数の学力向上、別室登校支援)も実施している。

「さんさん」プランでは、平成 14 年 4 月に小学校 1～3 年生で少人数学級編制を開始した後、継続して導入に取り組んできた。その結果、平成 16 年 4 月に小学校全学年、平成 23 年 4 月に中学校全学年で、完全実施している。

少人数学級とすることで、①子どもとじっくり向き合える学習形態の工夫、②学級内の習熟の程度に応じた学習の工夫、③学年をオープンにした指導方法の工夫ができ、授業改善へとつながっている。

(2) 「少人数学級編制」の効果

ア. 学力の向上

小学校への少人数学級編制導入後 3 年後実施校学力(全国標準学力検査 NRT)の平均が、導入前と比較して向上し、その後も高い水準を維持し続けた。追跡調査を続けた子どもたちは、平全国学テ成 20 年度(中学校 3 年生時)の全国国語で学力・学習状況調査で、全国 4 位(国全国 4 位語)という結果であった。

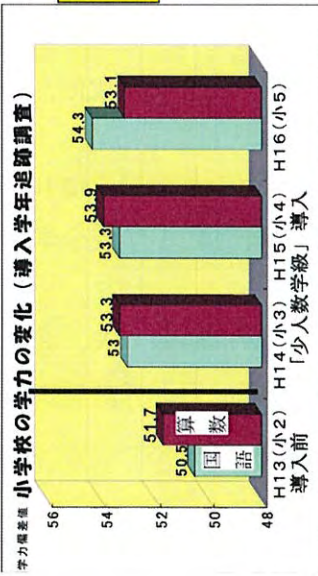
イ. 不登校の減少、欠席率の低下

不登校の出現率が、導入前は全国平均と同じであったが、H13 年のやまびこプラン(少人数指導加配教員の配置)、H14 の少人数学級導入後に下がり、その後も低い水準を維持している。また、欠席率も低下した。

山形県における「少人数数学級編制」の効果

学力の向上

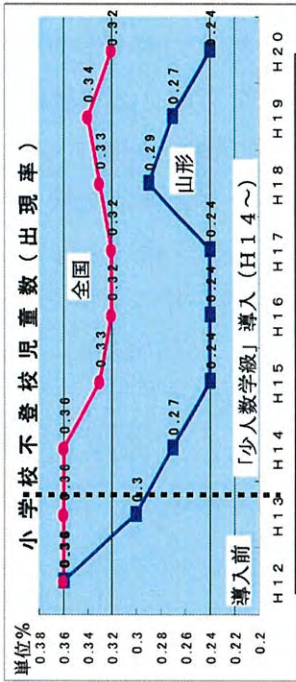
小学校への少人数数学級編制導入後、実施校学力(全国標準学力検査NRT)の平均が、導入前と比較して向上し、その後も高い水準を維持し続けた。平成20年度(中学校3年生時)の全国学力・学習状況調査で、全国4位(国語)という結果であった。



◇文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」より

不登校の減少、欠席率の低下

不登校の出現率が、導入前は全国平均と同じであったが、H13年のやまびこプラン(少人数指導加配教員の配置)、H14の少人数数学級導入後に下がり、その後も低い水準を維持している。また、欠席率も低下した。



出現率0.1=1人/1000人 出現率0.24=1万人の中で24人不登校

◇効果が生まれた要因

制度が変わり→教員の意識が変わり→そして、授業が改善され、「効果」が生まれた。

①少人数数学級編制

- 教室にゆとり
- 心にゆとり
- 担任業務にゆとり

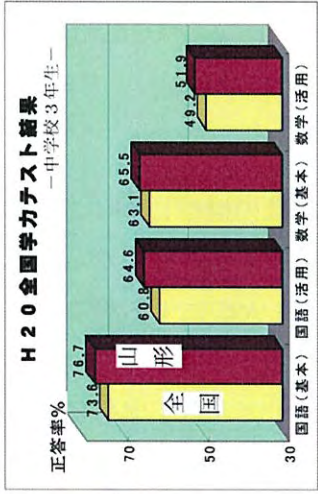
+

②教員の意識

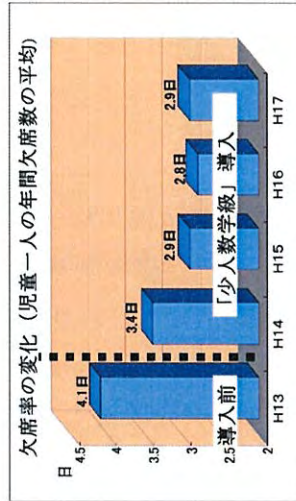
- 耳を傾けよう
- 声をかけよう
- 手をかけよう

+

③少人数数学級の利点を活かした授業改善



◇県独自調査「児童の欠席日数調査」より



3. 大阪府の小学校1・2年生の35人を基準とする少人数学級導入後の効果検証

資料：平成19年度大阪府における「少人数学級編制に係る研究」報告書

大阪府における少人数学級編制は、平成16年度に府内公立小学校1年生の学級編制基準を38人とするところからスタートした。その後、段階的に編制基準を引き下げ、平成19年度には、府内全公立小学校の1・2年生で35人を基準とする学級編制となっている。

また、小学校1・2年生で、少人数学級編制を有効に活用して低学年での指導を充実させるためには、学校での実践の工夫と少人数学級編制の効果の検証が不可欠であるとの考えのもと、「少人数学級編制に係る研究」を進めてきた。

同報告書の中で、少人数学級の効果がよく現れていると思われる項目を以下に示す。

(1) 1学期の欠席者数・欠席者率が減少

調査研究校全校に、1学期欠席した1・2年生の児童について、平成15年度（全て学級は40人を基準とする学級編制）と平成19年度（全ての学校の1・2年生が35人を基準とする学級編制）の延べ人数は次表のとおりである。

表 1学期の欠席者数・欠席者率

1学期集計	延べ欠席者数	(在籍児童数×授業日数)	欠席者率
H15年度	63,229人	3,027,704人	2.09%
H19年度	70,600人	3,895,808人	1.81%

※欠席者率 = (延べ欠席者数×100) ÷ (在籍児童数×授業日数)

比較を可能にするため、在籍している児童数に1学期の授業日数をかけた数字に対する延べ欠席者数の割合を出し、欠席者率を計算すると、1・2年生を合わせての欠席者率は、0.28%減少（人数換算すると約10,000人減少）していた。

学年別の欠席者率では、1年生、2年生とも1学期の欠席者率は減少しているが、特に、学校生活のスタート時である小学校1年生の方が欠席者率の減少は顕著であり、より大きく効果が現れていることがわかる。

表 学年別の欠席者率

	1年生	2年生
H15年度	2.12%	2.05%
H19年度	1.78%	1.85%

(2) 30日以上欠席児童数（不登校児童数）が減少

次に、同じ欠席児童数でも、年間30日以上欠席した児童数（不登校児童数）に着目し、府内の小学校の1・2年生について、平成14年度からの推移を調べると次表のとおりである。

表 学年別不登校児童数（年間 30 日以上欠席児童数）の推移

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H14年度	112	171	238	339	467	637	1,964
H15年度	95	154	246	317	430	600	1,842
H16年度	94	171	229	340	481	612	1,927
H17年度	87	154	217	310	458	598	1,824
H18年度	60	101	184	281	403	571	1,616
減少率 (15年度と18年度と を比較)	36.8%	34.4%	25.2%	11.4%	6.3%	3.2%	12.6%

※平成 16 年度の 1 年生から段階的に編制基準を引き下げ

表 不登校児童数の出現率の推移

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
H14年度	0.14	0.21	0.13	0.43	0.60	0.82	0.41
H15年度	0.12	0.19	0.30	0.41	0.54	0.76	0.83
H16年度	0.11	0.21	0.29	0.41	0.62	0.77	0.40
H17年度	0.10	0.19	0.26	0.39	0.56	0.77	0.37
H18年度	0.07	0.12	0.23	0.35	0.52	0.72	0.33

※出現率＝不登校児童数×100／在籍児童数

少人数学級編制を導入した平成 16 年度から低学年において 30 日以上欠席児童数、出現率ともに減少している。全体の不登校数も減少しているが、特に 1・2 年生において、少人数学級編制導入後の減少率は、1 年生で 36.8%、2 年生で 34.4%と、3 年生以上と比較して高くなっている。

(3) 学習到達率の上昇

学級の人数が少なくなれば、よりきめ細やかな学習指導が可能になり、児童の基礎学力の定着に効果があるのではないかと考え、35 人学級編制導入前後を比較して、学級人数に 5 人以上の差があり、かつ同一の到達基準によるテストを実施しているとの条件で学習到達度を比較検証した。この条件に合う調査を実施していた研究指定校は 62 校である。

これによると、全体の 8 割の学級で到達率が上昇しています。

図 到達率が上昇した学級の割合

